

◎開議の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意されますように、実質的な審議を尽くして下さるようお願いしたいと思います。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。よろしく願いをいたします。

順番に発言を許可いたします。

9番、鈴木好行君の一般質問を許可いたします。

9番、鈴木好行君。

〔9番 鈴木好行君 登壇〕

○9番（鈴木好行君） それでは、通告書に基づきまして一般質問いたします。

当議会は、昨年11月11日、町内3地区において議会報告会。また、先月の24日には明和自治振興会との一般会議を行いました。

そこで町民からの意見として出た事柄を今回の質問事項にいたしました。

議会報告会でも、一般会議でも出たのが危険空き家対策でございます。私も29年の6月に一般質問しました。それから約2年近く経過して、現在までどのような対応をされてきたのか伺います。まず第1に、特別措置法でいうところの特定空き家に該当する物件は現在何件あるかお聞きします。次に、特措法、またそれに先駆けて8月より実施の町条例策定後、町はどのような対応をとってきたのか、具体的にお示しください。三つ目に、町内での危険

空き家に対する不安の声にどう対応するのかお伺いします。

次に、自然を利用した子供の遊び場がほしいという声が議会報告会の折、3地区ともありました。そこで町として、どのようにその声を捉えているのか伺います。二つ目に、29年3月会議で私の一般質問に対して、農村公園を利用してほしい。また、保育所の庭の開放も検討するとの町長答弁がありました。現在もそのお考えに変わりはないかどうか伺います。三つ目に、農村公園の遊具、施設等の今後の整備計画等はあるか伺います。

以上、お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

9番、鈴木好行議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、特定空き家への対応についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、現在、特定空き家に該当すると考えられる物件は2件ございます。

次に、特別措置法公布後の対応についてであります。只見町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、平成28年度から平成29年度にかけて、1件の危険空き家所有者に対して、助言・指導並びに面談による現況調査を行ってまいりましたが、所有者の経済状況等により、自力での空き家解体は困難な状況であることを把握しております。それ以外の1件については、居所不明により対応が困難な状況であります。

次に、今後の危険空き家の対策についてであります。常に最新の現状把握と情報管理が重要と考えており、空き家施策全体の総合調整も含め、それを専門で担う人材の確保など体制強化を図ってまいりたいと考えております。また、危険空き家については、発生予防が重要でありますので、空き家バンクや空き家解体事業の一層の周知のほか、空き家改修事業の充実により幅広い利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、自然を利用した子どもの遊び場についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、町としての捉え方についてであります。本町は類まれな自然、そしてそこで育まれた生活文化が世界に認められ、ユネスコエコパークにも登録をされました。子ども達は恵まれた自然環境の中で暮らしているほか、本町の全小学校がユネスコスクールに認定され、恵みの森や黒谷川、田子倉湖等をフィールドとして自然体験学習に取り組んでおり、子ども達

の情操教育や郷土を愛する意識の醸成にも大きく寄与しているものと考えます。管理された自然の遊び場については、ブナセンターの観察の森など少数ではありますが、身近な裏山に一步足を踏み入れれば、豊かな動植物の森が存在します。また、今の季節はかた雪渡りなども楽しめます。子どもだけでは危険な所もありますので、保護者や案内ガイドの下、身近な自然を見つめ直し、ふれあい、楽しんでほしいと考えております。

次に、平成29年3月会議における私の答弁についてであります。農村公園については、現在、町内に8箇所あります。町民の健康と福祉の増進、レクリエーションなど交流の場として利用されており、地域子ども達にも屋外の遊び場として有効に利用されているものと認識をしています。今後も農村公園については、子ども達の身近な遊び場として有効に利活用を進めてまいります。一方、保育所の庭の開放については、現在、保育所に入所していない子ども達を対象に、曜日と時間を定めて実施しておりますが、保育士が不在である休日などについては、安全・安心の確保等の観点から望ましくないものと考えております。

次に、農村公園の遊具等の整備計画についてであります。農村公園を設置して長期間が経過していることから、昨年度、全ての農村公園の遊具点検を実施しております。今後、この点検結果に基づき、設置集落と協議しながら、遊具の修繕や更新など安全・安心な施設管理に努め、町民の交流の場として活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 今ほどの答弁で、まず特定空き家に対して再質問いたします。

特定空き家に該当すると考えられる物件、2件というふうにございました。それで、私の質問が悪かったかもしれません。特定空き家というふうに呼べるのは特措法に関しての呼び方でありまして、町の空き家等の適正管理に関する条例。この中で、第2条に、管理不全な状態にある家というのがあります。これは何件ございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 管理不全な状態というお質問でございますが、しっかりと確認できているものとしては、今回2件、いわゆる危険特定空き家に該当されると考えられる物件が2件ということでお答えをさせていただいたところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） ちょっと驚いたんですけども、28年から29年にかけてはやって

おられますが、30年度も調査を続けていらっしゃると思うんですけども、どう考えても、町内、2件だけで収まっているようには私には思えませんけれども、その辺のところは、どのような調査をされて、どのような判断基準で2件というふうな数字が出ているんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 集落などをお願いをしまして、空き家の状況といたしますか、空き家の数の把握をしております、併せて、30年度、空き家関係につきましての全般、地域創生課で所管をすることによって進めてまいりましたが、他の業務に追われまして、十分な対応が、調査等ができておりません。この場を借りてお詫びを申し上げまして、さらに、町長答弁にもございましたとおり、体制を可能な限り整えまして、次年度、早めにその状況把握に努めていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 29年の6月の、私の同様な質問に対して、その状況を見ながら、勧告するのか、助言するのかをまとめ上げたいと考えておりますという、当時の建設課長の答弁がありました。その当時から、同じ答弁で何も進んでないじゃないですか。私はあの、言葉悪いですけども、何も進めていない、何もやってらっしゃらない。で、この1件に対する、28年から29年にかけて、1件の危険空き家所有者に対して、助言、指導並びに面接による現況調査を行ってまいりましたっていうのも、28年から29年だから、私の質問以前か、その頃ですよ。そこから先、指導、助言で進んでいない。その空き家は益々、崩壊が進んで危険な状態になる。それをただ黙って放置しているのが現状ではないかと思うんですけども、その辺の認識はどういう認識をお持ちか、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議員のご指摘のとおりでございます。御存じのとおり、只見町には空き家条例を定めておりまして、さらに特措法ができていうこと。その後、平成29年度にかけて空き家対策計画を立てたところでございます。そちらにつきましては、それぞれの空き家条例、空き家の特措法に準じてというようなことで整備を進めたところでございますけれども、特定空き家、管理不全な状態、特定空き家というようなことで、同じような名称というようなことではあるんですけども、国のガイドラインなどを見ますと、特定空き家、特措法という特定空き家につきましては、必ずしも定量的な判断基準により判断す

べきではないと、総合的に判断すべきだというようなこともありまして、さらにそこには学識経験者等の意見も聞くことも必要だというふうに捉えられております。結局あの、何を言っているかといいますと、空き家の対策につきましては、それぞれ、行政処分、進めていくと行政処分がどんどん続いていって、最終的に代執行であったり、滞納ではないですけども、そういうような処分決定とか、いうような事務が進んでいく中で、その特定空き家、特措法でいう特定空き家と、町の条例でいう管理不全な状態での対応が、若干といいますか、一部、事務執行していく中で、少し心配な部分等もありますので、そのあたりをきっちりと整理をしたうえで、実際に事務が進めていないことは事実でございますので、そこを整理して、今後、空き家対策に傾注していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 特措法に関しての町の、空き家等の適正管理に関する条例に関しても、最初は同じなんですよね。助言、指導。調査から始まりまして、助言、指導、勧告、命令。それから町は公表があつて、それから代執行。特措法に関しては代執行。あと特措法に関して言えば、固定資産税の特別対象からの除外ということがつきますけれども、最初の段階、勧告、命令ぐらいまでは両方とも同じなので、その辺のところの摺合せをしてからという答弁がありましたけれども、それはしなくても同時進行で行えることなんで、やはりあの、実際、住民が困ってらっしゃる、近隣住民が困ってらっしゃるんですよね。私の知る限りでも、もっともっと、何件もありますよ。まあ、実際、課長の周りにだって、町長の周りにだって、そういう家はあるんで、2件じゃないなということは、この中にいる誰もが認識しているんじゃないですか。町長の中では2件だと思われませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、この条例の制定後ですね、調査した中で、現在、対象となっているのが2件という理解で、先ほど担当課長申し上げましたが、再度あの、調査等を行いながら、その点は確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 先の明和地区の一般会議の時のお話をしましたけれども、その時に発言されたのは梁取区長様でございました。それで、梁取地区において危険空き家があると。その危険空き家の屋根の上の雪が町道に落ちてきて危ないという形の内容だったかと思われ

ます。それで、実はその話、私、区長さんにお伺いしてまいりました。それで、伺ってきたのは、これは前町長の時から、それをずっとお願いしていることなんだというふうにおっしゃってました。で、前町長の時代から、ずっとそういうふうな、その梁取地区の家なんですけれども、そういった事務引き継ぎは町長やられましたでしょうか。町長はご存知ですか。その梁取のどこが危ないか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 個別的な、具体的なところについては引き継ぎ書の中にはありませんが、担当のほうで、どうなっているか確認はしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それでは、振興センター長にお伺いします。振興センターのほうでは、そういった引継ぎ並びに今回の事例。報告はございますか。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） うちのほう、3地区あるんですけども、前回の、今年度から引き継ぎになった時点では、それまで整備していた台帳はそっくりお渡ししております。で、私のほう、明和の地区は担当しておりませんでしたので、具体的な場所等については、私は、すみませんが、把握しておりませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 今回、その梁取区長さんですね、現状として伺った中では屋根に積もった雪が町道に落ちる。その町道は小学生の通学路でもあるので大変危険だと。あとは強風の際にトタンが飛ばされて、あちこちに飛んで危険だと。それから屋根の上に登って除雪するにも、屋根の上が腐っていて、穴があいていて非常に危険な状態で除雪を行うということで、その対策としてですね、明和振興センターに相談に行かれたんですよ。それで、明和振興センターの職員が二人、現地確認に行っております。それで、その時に、この家の持ち主じゃないので何もできないというふうに説明をして帰っていかれたそうです。その結果として、区長が一人でその危険な屋根に上って雪を下したという状況がございました。この事実をどなたか聞くとか、見るとか、報告を受けるとか、している方いらっしゃいますか。町長でもいいですし、課長でもいいですので、私は聞いてますよという人いらっしゃいますか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 担当課でございますが、直接、その情報は入手はしてございま

せん。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 町は、住民の生命・財産を守るという崇高な使命がございます。また、公務員は町民に対して、サービスを行う立場でもございます。何故、そういった事柄が上司に伝わる、またトップに伝わるシステムになっていないのか。これは組織の問題なのか。現場に行った二人の資質の問題なのか。どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、このような地域住民の方に不安な状況を招いてしまったことについては申し訳ないと思っております。それであの、そういった中で、こういった対応の仕方について、不合理といいますか、あったことについてはお詫びを申し上げますとともに今後あの、こういったことのないように、所有者に対して指導するというような手続き、従来は、本来ですと、そういったことについては、その家の所有者に対して調査をして、対策についてお願いをするというのが従来やってきておりました体制なものですから、そこは指導徹底をするように内部協議をきちんと進めて今後取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） ここの持ち主は、現在、いわきのほうに住んでいらっしゃるそうです。所有者に対応を求めても、いわきから、はい、じゃあ、今日行って対応しますということにはなりません。それであの、町の空き家等の適正管理に関する条例。これ、面倒くせえから、この後、町の条例と言いますね、の12条の中に、全文読みます。町長は、道路等に隣接する空き家等で管理不全な状態となっており、町民等の生命・財産等に切迫した危険が生じている空き家等に対し、町長が必要と認められるときは危険な状態を回避するために必要最低限どの措置（以下、緊急安全措置という）をとることができる。町長は、緊急安全措置をとる場合は、当該所有者等の同意を得て実施するものとする。町長は、緊急安全措置をとった時は、その費用を所有者等から徴収することができる。これあの、本人の同意を得ればですね、町で対応、十分できるんですよ。そういうふうに書いてありますけれども、何故それをやらないのか。何故それをやらなかったのか。できなかったのか。まあ、その事例すら報告になっていないんで、何故やらなかったか、皆さんに聞いても、わからないとしか返答こないと思うんですけども、その辺のところをどういうふうにお考えですか。今ほどお詫び

がありましたけれども、今後はそういった緊急措置をやっていく姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、梁取地区の問題はありますが、従来、他の地域でも、こういった事例はございまして、その地域の、当時は振興センター、そういった等の職員が直接その所有者に連絡をして、そして、町外の場合は町内の除雪対象者の方を紹介をして、そちらに依頼をして費用負担をしていただいで対策をとるということは従来からやってきたことであります。そういったことが徹底されなかったことについて、私が先ほど陳謝を申し上げまして、今後はそういうことのないように、また、そういった形で所有者に対してお願いをしながら、対策をしていく方向をきちんととっていくという体制を組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それはあの、降雪期が終わった、例えばトタンが吹き飛んで危ない。あとは外壁が壊れそうで危ない。そういった際も、今後は行っていくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 集落のほうとの、それから町政やなんかの場合で、必要があれば、それは当然やっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それとですね、私はあの、今ほど課長のほうからもありましたけれども、これ、空き家の訂正管理に関する条例と、特措法と、ふた用ございます。両方とも似たようなことをやるんですけれども、それであの、特措法のほうには、審議会、協議委員、特措法のほうは協議委員だな、そして、空き家条例のほうは審議委員でありますけれども、今現在、空き家条例のほうで審議会が開かれた事例ってございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 審議会につきましては、過去に委嘱をいたしまして、その業務等についての会を開いた経過はございますが、その審議、いわゆる条例に基づく、その手順での審議会というようなことでの開催は行った経過はございません。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君）　そうするとあの、今回、特措法に関しての協議委員のほうも、報酬の条例、追加条例で出てますけれども、それもあの、特に協議会を今後開く予定はないということ考えてよろしいんで…　どちらを進めるんですか。とりあえず、どちらを重点的に重視して進めたいと思ってらっしゃるのか。まあ、似たようなことですがけれども、特措法の場合と空き家条例のほうに当てはめた場合って、最終的な段階で違ってくると思うんですけども、どちらのほうで主体的に進めたいと思ってらっしゃるのかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君）　地域創生課長。

○地域創生課長（星　一君）　今回、協議会委員を条例にお願いをする予定でございます。今考えておるところにおきましては、上位法が特措法になってございます。ですので、似ている内容ではあるんですけども、どうしても用語の定義であったり、様々なその手順に若干の齟齬があるというようなことございますので、協議会を開きまして、現在、両方に齟齬のないような形で計画も立てておる、空き家等対策計画立てておるわけでございますけれども、その空き家等の対策計画を含めて、今後、特措法に準じた条例への見直しを今後検討していきたいということで今考えておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君）　9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君）　それと今後ですね、今現在ある危険空き家、2件ばかりでなくて、今後も調査されてどんどん増えていくとは思うんですけども、それを個人でまあ、補助は出しておりますけれども、個人で解体するのが大変厳しい状況にある家もあると聞き及んでおります。それで、そういった場合に、結局、町で最終的に代執行するしかないだろうとは思いますが、これ、なかなか本人が施工できない、お金もないというところを放置しますと、益々荒廃が進んでいって、景観上も良くない。これから交流人口の拡大を目指す我が町としては非常に好ましくない状態にあるというところで、私は、もう、代執行ありきの考え方で進めていかなければ、この問題は解決していかないのではないのかなというふうに考えていますけれども、町長のお考えをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

○町長（菅家三雄君）　代執行という言葉では簡単ですが、非常に難しい課題も控えておりますので、代執行に至るまでには審議会の意見等十分お聞きしたり、財産の、所有者の財産の、といいますか、管理等、慎重に調べていきながら、最終的に判断をしないと、これが安易に進めていきますと、全て代執行でいかなければならないようなことも危惧されることもあり

ますので、その点は慎重に実施をする、実施する場合は十分検討しながら、慎重にやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 2年前の答弁ありがとうございました。それで、その考えはあと2年後も同じ考えでいらっしゃいますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどあの、担当課長も申し上げましたとおり、新たな形で取り組んで、コーディネーター等入れながら取り組んでまいりますので、そこは2年後、そういう返事のないように考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 私は、2年後は、今現在ある危険空き家、きれいになってますというぐらいの町長答弁がほしいと思いますけれども、町長、もう一回答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今までの担当のほうの、その、たぶん、1件の話だと思います。調査内容を詳しく確認しているわけでもないんですが、問題は跡地利用、それから代執行後の徴収が可能かどうか。そういったところ、慎重に検討しながら、対処できるところは実施いたしますが、内容を十分に精査をいたしまして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 今ほど、費用が回収できるかどうか慎重に検討しながらという返事がありました。費用は全額回収するのは難しいけれども、町費の投入やむを得ないぐらいの覚悟で私は進めていかなければ、この問題は解決しないと思います。その辺のところの町長のご英断をお願いします。

それからあの、宅地の跡地利用に関して、一つ提案があります。代執行した場合にですね、その宅地等も含めまして、その費用の代替えとして、町所有という形に一旦するにしても、そういった土地を、例えばUターン希望者、Iターン希望者に対して無償で貸し付ける。例えばですよ、家を建てたいという人に対しては無償で貸し付ける。10年間住んでいただいたら、その土地は譲渡するみたいな形で、有効利用もできると思うし、あと農地に関しても、只見で農業をやりたいと思う人に無償で貸し付けるような形も、私、細かい制度とかはよく

わからないんですけれども、そういったことも可能かと思えます。そういったことの有効利用を考えたら、勿論、町の支出は最低限に抑えなければならないとは思いますが、そういった、多少血を流してでも、やるという決意が私は必要になってくるんじゃないかと思えます。やはりあの、昨今、話題になりまして、どこかの市長さんが、火つけてでも立ち退きやってこおってというふうに言って問題になった件ありましたけれども、私、それ、言葉としては不適切かもしれませんが、その市長さんの、その熱意、それからスピード感を持った対応、そういった気持ちの表れがそういう言葉になって表れたのではないかと思います。やはり、慎重に慎重にというよりは、今やらなければ、実際問題、町民の安全安心が守られていないわけですよ。私はそこが大前提だと思います。安全安心が脅かされていながら、本人の了承が得ない、本人がなかなかやってくれないから、行政もできないじゃなくて、町民の安全安心が脅かされているなら、本人に対して強い口調で言っても、本人に罰則を加えても、町が代行してやるべきなんじゃないですか。私はそう思いますけれども、もう一回、町長、答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 空き家対策につきましては、現在もあの、適切に空き家を解体したり、補助を得てですね、管理をしていただいている地権者の方もいらっしゃいます。そういった方々も、きちんと進めていただくには、制度そのものはそれぞれきちんと説明をしながらやっていく必要があると思います。ですから、空き家に対して全て最初からそういう考え方は…

○9番（鈴木好行君） いや、危険空き家に対して…

○町長（菅家三雄君） 危険空き家で登録されたものについては、若干、先ほど担当課長も申し上げましたが、この後、きちんと審議会等諮っていく中で、必要があれば、それは対応はしてまいりたいと思います。ただあの、先ほど出ましたが、その場合の土地の扱い。それから立地の問題。いろいろ出てまいりますので、そういったことは十分精査をしながら、審議会のほうのご意見を伺いながら、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） やはり第一に考えるのは、そこを、近隣の方々とか、そこを通行される方々とか、車とか、そういったものの安全を確保する。そういったことが一番大切かと思えます。その辺のところが大一番だということを十分に認識されまして、私、空き家バンク

とか、普通の空き家対策とはまた別個にこの危険空き家対策というのは考えなければならぬのではないかなというふうに思っています。是非その辺のところ、これは一刻の猶予もありません。慎重に慎重にとおっしゃるけれども、明日にもトタン飛んできて、ケガされる方がおられるかもしれません。今年はまだ、屋根の雪は心配ないかもしれないですけども、壁が倒壊して近くを通る人にあたるかもしれません。その辺のところを十分調査されてですね、2件じゃありませんよ。たったの2件ではない。もっともっとあります。そういったところを、振興センターも総力を挙げて調査されて、そして役場職員が見にいったら、トタンが飛ばされそうところは応急手当をして、そういうふうにやったらいかがですか。そういったことを早急にやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その方向で努力をしてみたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 是非お願いします。

それで次にですね、子供遊び場についてなんですけれども、この答弁を見ますと、現在の状況で、とっても自然には恵まれているから、現状で十分ではないか。現状のまま楽しんでもらいたくないではないか。という答弁にとれます。それでもですね、ここの只見議会だより154号。これ、私ども広報委員会が作ったので手前よせなんですけども、ここに、こんなに大きく書いてある。子供の遊び場がほしいと。これは、3地区から出た、子供をもっていらっしゃるお母さんの声です。というのは、この答弁と、お母さん方が考えている現状と全然合っていないのではないかと。町民の声が町長まで届いていないのではないですか。町長、これ、ご覧になりました。是非あの、154号、子供の遊び場がほしい。昔の山や川で遊んだような場所がほしい。遊ばせようとしても、河川に降りる道が草だらけで河川に降りられる場所がない。そういった声が挙がっていました。そういったことを踏まえてですね、今後、町の中で整備する必要があると私は考えていますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 川や山の遊び場といいますか、昔は、私達、子供の頃は自由に遊んだということがございます。それで、川についても、一時期は子供達は泳がないような、プールで泳ぐというような指導も一時期ありましたが、今はあの、父兄と一緒にあれば川では泳

いでもいいという時代にはなりました。ただ、まだまだあの、自然と親しむということについては、昔と今の時代は変わっておりますが、そういった中で指定するといえますか、そういったことについては、やはりあの、町が指定する以上は管理の問題がどうしても出てまいります。そういったところをどういうふうにしていくか。それは農村公園につきましても、集落との協議の中で実施をしておりますので、自由にその町の全体の自然の中でのふれあいとか、そういったものについては、十分、地域の方のご意見を聞きながらやってはいきたいというふうには思いますが、その辺についてはもう少しご意見をいただきながら対応を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 別に、町で子供の遊び場、ここですよって指定しなくても全然いいと思います。遊べるような沢や場所があれば、今の子供達は、私達の子供時代と違って、自転車では行きません。親と一緒に車でいきます。車を止められる場所をちょっと整備してあげたり、その車を止める場所から沢に降りる道をちょっと降りやすくしてあげるだけで、あとはそこで遊びなさいということじゃないです。そこまで行けるだけの環境を整えてくれれば、あと勝手に、そこで遊ぼうが、釣りをしようが、何しようが、それは町の責任でも何でもないじゃないですか。私はそういった場所の整備が必要なのではないのかなというふうに思っています。

それからあの、今現在、有効に活用されていないと思われるのが、川博の水の郷公園でございます。あそこはあの、見て驚いたんですが、ちゃんと一日使うと管理料も取るんですね。あの管理料はたぶん、ここ何年も、納めた方がいないと思うんで答弁はいりませんけども、あそこでもちゃんと、子供でも溺れないぐらいのちょうどいいせせらぎがあるんですよ。整備すればですよ。草を刈ればです。元々、あそこはきれいな水がずっと流れていました。養魚場のほうからまわってきてですね、それで最終的にはちょっと大きい池に入るようになっているんですけども、あんなところでも十分、整備すれば遊べる。ここで、こういう遊びをしてくださいというふうな形で整えなくても、ああいったところを整備すれば、親御さんとかお子さんは、都会のお子さん、どこで水遊びしていますか。公園の噴水の中ですよ。暑い日は。ですから、そういう場所があれば、全然あの、管理の問題とかっていうふうな形ではなくて、もっと柔軟な考えで、そうやって、もしかしたらこういう利用方法もあるんじゃないかなという整備の仕方によって、十分、子供なんか遊びの天才ですから、水に飛び込ん

でいたり、あと、ちょっとしたそこでお弁当広げる場所があったりすれば十分ではないかと思うんですけども、そういったところを整備される考えはないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 9番議員のおっしゃるような内容については、例えばいこいの森の水場ですか、そういったところのふれあいもひとつだというふうには思いますが、そういった環境の場のつくりというのは、これから当然やっていく必要はあるというふうには思います。ということは、災害の後、今年度の予算の中で初めて、沢に魚を飼い戻したいということで放流の予算も計上させていただいております。そういった中で災害以降の川との、釣りや、それから遊びについても、黒谷川とか、そういったところについてはもう一度確認しながらやっていくということは必要だと思います。それで、訪れた人たちが、川や山もそうですが、体験の森なども通じながら、遊べる場というのは確保していきたいということには十分理解いたしますので、そういった方向性で今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それとあと、この答弁の中で管理された自然の遊び場について、ブナセンターの観察の森という答弁がございます。実際、このブナセンターの観察の森というのは、町民に対してどのような周知をして、ここは子供を連れて行って良い遊び場ですよという周知をされているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 直接的な周知という形にはしてございません。ブナセンターの観察会の中でその周知として、観察会それぞれ、30年度より、それぞれの観察の森について、観察会を町民向けに行ったり、さらにはパンフレットというような形での周知という形になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 私の一般質問は、自然を利用した子供の遊び場について伺っています。それで、その答弁として、今ほどの答弁ありましたように、管理された自然の遊び場についてはブナセンターの観察の森など少数ではありますが、身近な裏山に一步足を踏み入れれば、豊かな動植物の森が存在します。というふうに答弁されています。これ、本当にあの、子供が、親御さんが子供連れで自由にいつでも行って良い場所なんではないでしょうか。また、管理はされている、何箇所かあると思うんですけども、観察の森って。その全てが子供を連れて遊

べる環境に現在なっているんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 一部は行けるところはございますが、全て行ける状況という形ではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） こうやって答弁された以上、そこは今後、全てのブナセンターの観察の森は子供を連れて遊べる場所にするという考えはお持ちでしょうか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 観察の森につきましては、一部、集落と、それから個人のところの借上げ等もしておるところもあります。それで管理もそれぞれの地権者をお願いしているところもありますので、そういったところについて、皆さんが自然と触れて入っていただくことができるよう、前向きに考えていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 現状ではなっていないものを答弁にのっけないでほしいと思いますけれども。それでやはり、こうやって、先ほどは川はこうしたほうがいいんじゃないかというようなお話をしましたけれども、是非、こうやって観察の森なんかでも、せっかくあるんですから、ここは自由に行けますよというようなところを選定して、それをあの、ちゃんと、小学校とか保育所。それからPTAとかにも公表して、休日はここで森を楽しんでくださいよというふうな形をとられたらいかがかと思えますけれども、その辺のところいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 観察の森等につきましては、学校行事等でもお使いになっている場面もございます。そういった意味からも、集落、先ほど町長答弁もございましたとおり、地権者等との理解もとりまして、そのような周知が可能であればやっていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そういった周知は可能であればという返答が。可能なんじゃないですか。この一部って言ったら、地権者は関係ねえところ、それは全てに地権者があって、全ての場所が地権者の了承を得なければならない場所なんじゃないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 観察の森につきましては、全て町有地というわけではありませんで、地権者の皆様に了承を得て観察の森を指定させていただいて、基本的にはブナセンターから紹介をして行く際には、地権者の方々に、ここで、こういうような行事があつて行きますよというようなことを、今までですと周知をしていたという状況がございます。大勢で行く場合とか、そういう場合ですので。そういうことも踏まえての回答をさせていただきました。先ほど申しましたとおりですね、そういうような所有者、地権者について、そういうような同意を得て、可能であればということで回答を差し上げたところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうするとですね、ブナセンターの観察の森は、子供の遊び場じゃないじゃないですか。今。なんでここで、こうやって答弁されたんですか。だったら、子供の遊び場つくってくださいよ。町長。もう一回、そういったことを含めて、どこかに子供の遊び場、森の中で遊ばれる場所を整備されますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 観察の森そのものについては、やはり地域に、ユネスコエコパークで言っている以上、地域の人達も触れていただくというのが私は自然だと思います。そういった意味で、先ほど担当課長も申し上げましたが、集落と地権者のほうと、一応、話し合いはしなければなりませんので、そういった中で家族連れで触れ合うということについても、可能な方向になるように検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 是非ですね、そういったことで、来年の議会報告会の時に、子供の遊び場がないって、去年な、言ってたんだけど、また今年もないわねって、言われたいような形で整備をしていただきたいと思います。

それから、時間がありませんので、農村公園の器具。だいたいあの、見ますと、老朽化進んでいるような器具もでございます。そういったところの整備、点検。それから新しい器具の購入計画などはお持ちですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 農村公園の整備に関してのご質問でございますが、町長答弁されたように、昨年度、全部の施設の遊具点検をいたしております。その中で、長期間、使用、経年劣化もありますので、その結果を踏まえまして、今年度、失礼しました、今年度で

すね、集落のほうと協議をしながら、その遊具の修繕であったり更新について、具体的に協議をしたうえで、必要に応じて整備等をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） その点検方法というのは、専門業者による点検でしょうか。それとも役場内担当者による点検でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 農村公園の遊具点検にあたりましては、公園施設製品整備技師並びに公園施設製品安全管理士という資格を持った方、業者であります。への委託によって点検をしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 是非ですね、少子高齢化とか、の対策をする。若い人達、それから子育て世代を大切にするというようなことを謳っていらっしゃるから、今、子供を育てている。それから育ててもらっている子供。その子らが健やかに安心して伸び伸びと、この只見で住んでいる特色を活かした子供に育ててほしい。そういった観点からもですね、自宅でゲームにばかりかじりついている子供でなくて、野山を駆け回る子供を育てるということが、この町では非常に大切なのではないかなと思います。やはり、そういった子供を見守るためにも、まわりの周辺環境、安全で安心できる環境づくりというのが必要になってくると思います。是非ですね、その辺のところを皆さん方、念頭におかれまして、安心して、安全で遊べる、健やかな子供達を育てるまちづくり目指していただきたいと思います。最後に町長の答弁をいただいて終わりにします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 答弁の主旨が若干外れたところがありまして、大変申し訳ありませんでした。そういった意味で、子供達が親しんで、山や、只見町の自然に触れていくということは非常に大切なことだと思いますので。それと、各地域の中でも、神社仏閣等については集落で非常によく管理をされているところもございます。そういったところ、それから山に行く、里山整備のことにつきましても、全てがきちんとできているわけではないんですが、集落によってはそれぞれ整備されているところもございますので、そういったところについて、できるだけ町のほうも支援等していくという、いろんな形で、その、只見町は面積

が非常に広いのと、生活圏が多くありますので、そういった中であの、この辺ならば遊べるかというものを情報として出せるということと、あとはあの、父兄の方、それから、そういった中の遊びの中でも、そういったことの情報発信ができるかどうかも含めながら対応していきたいということで、できるだけそういった環境の場をつくっていくことに、集落の協力も得ながら努力していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、9番、鈴木好行君の一般質問は終了いたしました。

続いて、6番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

6番、中野大徳君。

〔6番 中野大徳君 登壇〕

○6番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして一般質問をします。

質問内容。JR只見線全線開通と国道289号八十里越え開通を目前に控えた町づくりについてであります。趣旨としまして、役場庁舎の暫定移転はほぼ終了し、旧役場庁舎は本年中に解体されることとなりました。本年、昨日質問している内容を聞きますと、夏には更地になり、只見地区のメインストリートに広い更地が出現することとなります。数年後には只見線が全線開通になり、国道289号八十里越えが開通するが、旧役場庁舎の解体後の跡地利用計画についてお伺します。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 6番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

JR只見線全線再開通と国道289号八十里越開通を目前に控えた町づくりについてであります。只見駅前から只見駐在所までの田中工区については、31年度に交差点部分の改良工事に着手し、引き続き道路の拡幅改良工事を進める計画となっております。議員が申される通り、旧役場庁舎の解体によって、その裏地も含めると広大な更地が生じることとなります。この土地を含む只見駅前通りの土地利用については、平成26年度に只見町商工会が事業主体となり、中心市街地活性化重点支援事業計画がとりまとめられたところであり、只見駅舎の商業複合化、国道改良による中心市街地活性化、道の駅的交流商業施設事業計画の三つの柱からなり、旧役場庁舎を含む広大な敷地のゾーニングは、イベント広場、役場新庁

舎及び道の駅的商業施設として整理されておりました。しかしながら、その後、役場新庁舎建設は進まず、現在暫定移転を行っている途中であり、同計画策定時点から状況が大きく変わってきております。一方、JR只見線の全線再開通や国道289号八十里越の開通が間近に迫ってきており、これらの交通インフラ環境の変化を地域振興にしっかりとつなげていくため、旧役場庁舎解体後の跡地利用についても、今後、商工会等関係機関とも協議をしながら早急に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 先般の総務委員会で、総務委員長より説明をいただきました。でまあ、今日も解体工事も大きな重機が入って始まっております。今、町民が、あそこを歩いて、あの様子を見ておられます。で、聞かれるのは、ああ、始まったなど。そして、じゃあ、ここ、どうなるんだろうと。どうなんだと。計画もない計画を聞いて申し訳ございませんでしたけれども、いや、まだ何も決まってないよということを今は返事するしかありません。そして、昨日までの質問を聞いておきますと、しばらくはあそこは更地のままなんだというふうにとれました。昨日の質問の中では、時間をかけて、町長が表明なさった、身の丈に合った役場庁舎を造られる様子もお伺いしました。また、道の駅の様子もお伺いしましたが、まあ、昨日の聞いた範囲では、依然、最終的には何の計画もないんだというふうにとれました。今これ、本当に、あれが今度でかいのでバリバリと壊すような状況になれば、益々、町民は興味を持たれると。これは間違いなく僕はそうなると思っております。その時に、この答弁書を見ますと、町民に聞かれた時には、早急に検討を進めているそうだというふうにご回答しかないのかなと思いました。まずこの答弁書の中に、しかしながらの辺から書いてあります、計画策定時点から状況が大きく変わってきておるといふふうにご回答にはございますが、この大きく変わってきている具体的な内容をお知らせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ここで大きく変わってきているというのは、以前にまとめあげられました中心市街地活性化重点支援事業計画の内容が大きく変わってきているというふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 昨日の質問ダブっておりますので、申し訳ございませんが、昨日の内

容を聞いておられますと、まず役場新庁舎よりは先にやることがあると。それは人口減少対策だよと。そっちのほうを優先にしてやっていきますよということだったかなと思います。たしかに、人口減少対策はどこ、全国的な話でもあります。只見だけに限った問題ではありませんが、大切なことだなど。で、それで私達は納得しています。昨日の質問の中で、町長のお言葉の中に、大きく舵を切ったという内容がございました。町長が、言ってみれば、只見丸の舵を大きく切ったということは、町民はまだ誰も知らないんじゃないでしょうか。公の場で、そういったことを聞いた人は、たぶん、いらっしやらない。まず、それを今度、町民が知り得るのは、公の場に出るのは、今度の議会だよりであろうかなと思います。ああ、あそこはまだ何も決まってないんだと。しかも、聞いたけども、役場は時間はかかりそうだな。じゃあ、道の駅なのか、何なのかもわからないということだと思いますが、これは、只見丸の舵を切ったということは、これは町民に説明する必要はないのかなと。その辺のお考えを町長、お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今会議の中の一般質問の中でもお話、いろんなところでしておりますが、現在あの、道の駅は優先的に実施したいということで、観光開発審議会のほうに審議を諮問している段階ですので、その動向を見ながら総体的には考えていきたいということがございます。ただあの、駅前ところが荒廃のままという言い方をされますが、昨年もですね、イベント広場等整備しながら、あそこの賑わいは維持はしていきたいと。で、今度の予算の中でも若干お願いしておりますが、そういったところの賑わいづくりはしていきたいというふうに考えております。それと、庁舎等の問題の中でも、全体計画の中で、その敷地だけは確保したいというふうに答弁もさせていただいておりますが、住民周知とか、そういったことにつきましては、新年度に入りまして、集落座談会等を実施しながら、その中で方向性を示して、理解を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 敷地は確保なさるというご返答をいただきました。しかし、そして道の駅は今、観光開発審議会で検討していただいているということではありますが、今まで私達が聞いているのは3箇所の候補地があると。で、よく考えてみますと、その3箇所。まず叶津周辺とおっしゃいました。今、入り口はああいう状況というのはご存じのほうです。2箇所目の役場近辺は今の状況。3箇所目の湯ら里は今度、計画を、もう少し泊まれるように改

築なされると。もし、例えばどこになろうと、どこになろうとですよ、その一体的な考えがなければ、単体で、例えば湯ら里の客室を増やすとか、もし、あそこ、道の駅になったら、また、事情変わってくると思うんですよ。一体的な整備を、もしするのであれば。それから、叶津近辺とはおっしゃいますけども、実際に、まだ、用地も何も、国道が通る用地買収も進まない中で、今年度中に僕は、計画はちょっと、誰が見ても、誰が見ても考えるに難しいんであろうなと思います。今、その3箇所の道の駅候補地。そうすると、やっぱり可能性があるのは、可能性というか、考えられるのは駅前周辺だろうなと思います。今、町長はそこに、今度、役場の敷地も確保しておくとおっしゃいました。これ、今の道の駅の面積を考えたときに、役場庁舎と道の駅、駐車スペース足りるんでしょうか。僕はトラック乗ってましたからわかりますけども、トラックも入れないような、これから289が開通してという時に、駐車場と、きれいなトイレは必須であります。これは道の駅には。具体的に、本当にそう考えていらっしゃるのか。冷静な目を見た時には、僕としては、ちょっと狭いんでないかなと思うんですが、どうお考えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まだあの、道の駅の規模等、そういったものについては確定しておりません。それで、そういったところが見えてきた場合といいますか、一体型と、それ以外の形のでも扱いが違ってくるといふ、道の駅の方向性も決まっておりません。場所についてもまだ、基本構想では、申し上げておられますように、3箇所の中の絞りがまだ出てないという中ですので、面積的に必要か、少ないか多いか、っていいいますか、それについては、今後、場所が特定した中で議論をさせていただければというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） なかなかその、道の駅を考えた場合には、その昨日の答弁では、計画を作って、策定して、一年ごとに進めて、35年には完成させたいと。今は予定、そうなってますよね。で、そう計画なさっている中で、まだ候補地も、審議会にお願いしているということで、はたして実際に、その町長の計画なさっている通りに、うまくいけば一番良いんですけども、これもまた、タイトなスケジュールになってしまうんじゃないかなと非常に危惧しております。今、人材不足、いろいろな問題ありますけども、これ、準備している、県境を越えれば準備をしている。もう着々と準備をしている。これはどこでもそうですけども、いわゆるストロー化現象にならないように心配するわけですけども、僕はいつそのこと、も

う、町長の英断で、道の駅はここに造るんだと。そして、こういうふうな運営でやるんだという決断があってもいいのかなと。決断というか、そういう提案が。そうしないと、やっぱり、どうしても時間的に遅れてしまうと思っていますが、町長は計画通り進むと思ってはいらっしゃるでしょうけども、僕はあの、逆に心配してます。ある程度、やっぱり、こういう道の駅をここに整備するという提案を、あってもいいのかなと思います、その辺のところはいかがお考えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 道の駅の素案、構想といえますか、作成につきましては、担当課、それからその担当課で調査をした資料を基に、副町長が担当しておりますプロジェクトチームの中で議論を重ねた結果、作り上げた基本構想でございます。その案について、今想定されるものについてまとめていただいたものは尊重していきたいと。それを土台として、あと私の段階としては、計画的に道の駅を進めるには、審議会条例がありますので、そちらに諮問をいたしまして、ご意見をいただいて、それから具体的に進めていきたいというふうに考えて、年次計画等についてもお示しをさせていただきました。そういった中で、是非あの、年次計画どおり振興できるよう、是非、議員の皆様方にもご協力をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） というのは、県内で、その財政の実質公債費率ですか、一番悪いの、ここ近年は坂下町ですよね。で、先般の新聞にも出ましたよね。見られたと思いますが。道の駅でもやっぱり、失敗というか、湯川と合同みたいな形になってありますけども、そこはこの前の取材されたタイトルは、まず会津坂下町の財政難。それから大きく書かれていたのは、攻めの町政求める声と、大きなタイトルが出ておりました。これは、町政座談会の中で、町長はよくご存じだと思いますけども、町長が齋藤町長ですよね。が、あまりにも攻める町政をしてないんじゃないかというふうな記事でありました。公債費率は14.0ギリギリ、14.2ですね。2017年で。只見の場合は3.2ぐらいですから、やはり大変だなと思わざるを得ませんが、あまりにも、まあ、はっきり言えば、何もしないということですよ。で、この記事の中には、町民の一大関心事である町役場新庁舎の建設も延期というふうに記事には書いてあります。まあ、大事なことは、これは、重要性は認識しつつも、財政状況や周辺町村の事情などを理由に慎重姿勢を示す町幹部の説明に対し、出席者からは落胆の声も

聞かれた。まあ、私はこうは絶対に只見町はならないと思っています。思っています。こんな新聞記事が、しかも民報さんに書かれるようなことであってはならないと思って信じてはおりますが、やっぱり、町長のその、こうしたいという、その、今それがちょっと、あまりピンと伝わってないような気がしますので、是非、計画どおりに進みますようお願いして質問を終わります。一言お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今、財政的なことを含めまして、坂下町の例も挙げて、そうならないようにというご指導をいただきました。只見町の場合、公債比比率につきましては坂下町さんほどは悪くはありません。ただ、これはやり方によってはそうなるということもあります。ですから、庁舎も、いろんな施設もまとめて、やっていくというようなことをしていけば、どうしても一般財源を食い込んでいかざるを得ませんので、やはり優良債、それから税収の動向を見ながら、計画的に事業を進めて公債費比率等の数値も想定しながらやっていくというのがひとつだと思います。そういった意味で、庁舎というものは非常に、単独の、大きな自主財源を食います。そういったところを、ひとつ先送りをして、今やらなければならぬものに取り組んでいきたいというふうに、舵を切ったというふうにご理解をいただければと思います。そういった意味で、一応、その方針を決めましたらば、それは最優先で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、是非、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○6番（中野大徳君） ありがとうございます。協力しますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） これで、6番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の会議は午後1時開会といたしますので、ご協力をお願いします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） 一般質問通告に基づきまして、2点質問いたします。

1点目は、難聴者への補聴器購入の補助についてであります。年齢を重ねると難聴になり会話が困難になるのが見受けられます。相手の声が聞き取りにくくなり、会話が成り立たないことも出てきます。認知症予防にも楽しい会話、口の運動思考を通じて全身のフレイル、高齢者の筋力や活動が低下している状態の予防にも役立つものと考えます。補聴器は高額であり、難聴者への補聴器購入の補助制度をつくることを提案いたします。また、支援・介護認定者の数と、そのうち難聴者の数を示してください。

2点目、子育て支援策の拡充についてであります。一つは、子育て支援策として、これまで小中学生の給食費の無料化・保育料の無料化、小中学生の入学前の就学準備金の支給・準要保護世帯の基準額の拡大など提案してきました。この間の答弁では、これまで取り組んできた妊娠時、出生時、未就学時、就学時別の各種支援や助成制度を充実させると答弁されております。充実の内容は、この間提案したものを含め、どのように充実させるかを伺います。また、放課後児童クラブでも、子ども・子育て支援事業計画で31年度達成となっているが、これの進捗状況を伺います。二つ目、只見スキー場は子どもの健全育成の役割をもっております。小中学生の只見スキー場リフトのシーズン券を無料支給することを提案いたします。南会津地方では、これはすでに実施されています。

以上を踏まえ、町長の答弁を求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、難聴者への補聴器購入の補助についてであります。身体障がい者手帳をお持ちの方については補聴器購入についての補助制度がございます。課税世帯については購入費用等の額の1割が自己負担額であり、上限額が3万7,200円、生活保護世帯や非課税世帯については全額公費負担となっております。現在、町内で聴覚障がいをお持ちの方は17名であり、そのうち6名の方が補助制度を利用されております。また、昨年末における要支援者は124名、要介護者は360名ですが、そのうち聴覚障がいに係る身体障がい者手帳

をお持ちの方は要支援者で1名、要介護者で7名となっております。

次に、子育て支援策の拡充についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、子育て支援策の充実内容についてであります。保育料については本年度から4歳以上児に無料化を拡大して取り組んでおります。また、小中学生の学校給食費については、これまで町費で600万円を支援し、小学生一食当たり70円、中学生一食当たり80円の軽減をそれぞれ図ってまいりましたが、新年度からは町費の支援をさらに拡充し、小学生一食当たり180円、中学生一食当たり200円の軽減を図ることとしております。今後は、それらの経済的支援と併せて、保健師による妊産婦や新生児などの訪問活動を充実させることにより、若いお母さん方の育児不安などの解消や相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。次に、放課後児童クラブの進捗状況については現段階で設置には至っておりませんが、国の制度も一部見直しが見込まれて設置要件も緩和されておりますので、そのニーズや効果等を総合的に勘案して検討してまいります。

次に、小中学生の只見スキー場リフトシーズン券の無料支給についてであります。現在、町では要保護世帯の小中学生を対象にリフトシーズン券を全額補助をしております。ご提案のあった全小中学生への無料支給の拡大については、今後、その効果等も含めて調査研究してまいります。

すみません。先ほど町では、準要保護世帯というふうに訂正をお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それでは、再質問をさせていただきますが、2番目に質問した子育て支援の拡充についてを先に再質問させていただきます。

項目別に答弁されましたので、まず保育料の問題ですが、私はこの間、保育料の全員、保育児童の全員対象に無料化すべきというふうに提案してきました。ここでは4歳以上の無料化拡大したというふうになってますが、これは平成30年度からすでに実施しているものでありまして、これからの、いわゆる31年度からの方向についてはここでは示されておられません。そういう点では、まず、この全員を無料にした場合の、当然、3歳児未満については7割、国の基準よりも町は7割軽減しているわけですが、全員無料にした場合は、どのぐらいの予算になりますか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 31年度の保育所の入所希望をとりまとめまして、その方々の所得については、現在、町民生活課のほうで申告相談中でございます。前年度の所得ベースでの算出となりますので、あらかじめご承諾をお願いしたいと思います。その一年前の所得のほうで算出しまして、3保育所の合計で、3歳児から0歳児までの合計の保育料が794万8,800円の想定でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、約790万あれば、去年のベースですが、無料化できると。これはあれですか。7割軽減の金額も含めてということですか。7割を軽減した、その3割分の計算ですか。どちらですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 現在、町のほうで使用しております保育料の単価につきましては、定員60名の国の基準に対して約7割ほど減額での保育料を設定してございまして、その7割軽減した現在の保育料ベースでの金額となります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それですね、この保育料の無料化の問題で、私、前の議会の中で、消費税10パーセント。私はこの消費税10パーセント、反対であります。国は10月から2号認定について、3歳児から無料化するというふうに国は、10月から無料化するという方針を示して予算も決定される見込みでありますけれども、これについては前の時の答弁では、国の動向を見ながらというふうになってました。で、この答弁書の中には、それらについては触れられてないように見受けられるんですが、それらの検討はなされたのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどお質しの消費税10パーセントになった場合の保育料につきましては、10月から3歳以上児が無料ということで現在進められております。その場合でございますが、10月から3歳児が無料ということになりますと、3保育所の合計で、先ほど申し上げました金額との対比で159万9,000円ほど少なく、保育料の収入が少なくなるというような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今、10月から3歳児を無料化すれば159万9,000円少なく

なるということで、私はこの検討をしているのかというふうに、金額じゃなくて、どのようにその辺を、この国の政策との絡みで町が計画に入れているのか、どうなのか。先ほども言いましたように、町長の答弁の中ではそこについては触れられておりませんでした。そういう意味で、金額の問題よりも子育て対策として今後どのようにするかというのが私の全体を通しての質問項目でありますので、これは今後の、今年の10月から、平成31年度途中からの問題ですけれども、これからの子育て支援に絡む問題ですので、その辺の検討の内容について答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 消費税増税になってからの検討内容ということでございますが、国の方針がそういうふうに定まったと仮定させていただきまして、その国の制度に、そういう形で町のほうも10月以降、3歳児については無料の取り扱いで検討させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） その時点での検討となるように受け止めますが、これの問題でも私は無料化の提案をしておりますので、さらに引き続いて無料化に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

二つ目の給食費の問題でありますけれども、これも途中から、先輩議員も含めて、約10年間提案してきた中で、約1,000万円の予算措置になりました。10年間、この給食費の補助についてはかかってきました。いかにこう、この10年間、すでに小学1年生だった人はもう中学卒業の年齢にもなっておりますし、そういう点では、一定の前進はあるんですが、10年という歳月、この間やはり、多くの父兄に負担を強いてきたというにも、逆に受け止めればなります。そういう意味で、一定の前進と見受けるんですが、これ、小学生が180円。そうすると今280円ですから、約、父母負担が100円。中学生については、町から200円補助で、320円ですから、父母負担が120円となるわけですが、これ、全額負担にした場合は、前の給食費の無料化の提案をしたときには1,700万というふうに言われてましたけれども、この31年度から、この給食費の補助をやったうえで、あとの必要な額というのはいくらになりますか。700万ということではよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） お答えいたします。そうですね、給食費、31年度の見込みでご

ございますが、町の補助も含めまして、総計で、個人の集金も含めまして、約1,900万で
ございます。ですので、そこに町負担の1,000万強ですけども、その差額になりますの
で、残りは約900万ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これもあの、小学生、中学生、児童生徒の数によって変動はする
と思うんですが、これも先ほども言いましたように、これだけの、1,000万を補助して、
小学生が父母負担100円、中学生の父母負担が120円になるのに10年かかっています。
そういう意味では、あとの900万も早いところ補助をして、一日も早い、全額補助できる
ように要望したいと思うんですが、町長、この点に関して、これからの私、最初に言いま
したように、子育て支援策どうするのかと。31年度はこれの予算ですと、で提案されるでし
ょう。しかし、その先ですね、無料化の道筋はどんなふうになるか、回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 保育料につきましては、国の方針で大体無料化、31年は補助、それ
から32年以降は普通交付税参入というような思案が出されておりますので、無料化になる
方向かと思っております。そういった中で考えております給食費につきましては、現在、それ
ぞれ小学校、中学校とも100円、120円、約、基本とした額を負担いただくようになり
ますが、将来的には、現在、平均して7割補助を想定して今の数字にしております。完全無
料化というものが良いかどうか。これを7割から8割、9割というふうに上げていく形のほ
うが良いかということにつきましては、今後、議論を重ねさせていただきたいと思いま
す。若干、給食費については一部負担はお願いしたほうがいいのではないかという考え方もあ
りますので、その点を考慮しながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 保育料の問題で答弁ありましたが、これ、国の方針で3歳以上無料
になれば、これは前の時も聞いたことあるんですが、当然、町のこれまで補助した金額浮く
わけで、そういう点では、交付税措置も含めてであります、その浮いたお金も活用して、
1歳から2歳児も無料とするような方針が可能なんじゃないですか。それが1点。

それから、今、町長の答弁の中で、この給食費については一部負担の考え方もあるという
ふうな答弁ありました。で、一部負担を考えていられるという答弁ですね。これは、誰が言
ってるんですか。その給食費について、一部負担もあつたほうがいいんじゃないかというよ

うな意見はどなたが、どういう場で言われるんですか。それを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 給食費の一部負担ということにつきましては、やはり、子育てをしていくうえで、父兄の、といたしますか、親の義務といたしますか、それは認識をしていただくということで、一部の負担はお願いをしてもいいんじゃないかという意見があるということでございます。ということは、近隣町村やなんかのところでも、全額無料というのは非常に少ないということで、9割とか、8割とか、7割とかっていう補助が、大体の方向性があるようですので、そういったところを踏まえながら対応していきたいというふうに考えているところです。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これは考え方の根本のところは私は違っているというふうに思います。で、教育費の無償化というのは憲法で定められた子どもの権利であります。そこに対して政治の責任がどういう形をとって保障していくのか。ですから義務教育の無償化という問題も出てきているわけです。根本は憲法なんです。そこに根本があって、で、給食についても食育という点からこの間、何度も議論をしてきました。給食も教育の一環なんです。そういう点では、戦後つくられた、その給食の法律についても、当時の、この間で何回もむし返しの議論になりますけれども、全額町が補助してもいいんだと。それは町と、それから保護者との費用分担というのもありますけれども、しかし、当時の、この発足当時の厚労省の見解は全額町で負担してもいいと。それ、やぶさかじゃないというふうな答弁になってきて、そういう流れできて、全国的にも、去年の中では全国82の自治体がすでに無償化してきている。これはやっぱり父母の要望に応えるのと同時に、やはり、給食費の食育という観点から、そして、子育て支援の角度から、その自治体の長が子育て支援に力を入れていくという、少子化対策も含めてですね、決断をして無料化しているというのが、大体、全国の市町村の無料化の流れなんです。ですから、親の義務とか何とかじゃなくて、これはやっぱり、町の姿勢として、子育て支援対策として、町長の政治姿勢。これがどういう対応をとるのかということが、やっぱり憲法に保障された教育の無償化。そして、給食そのものも食育という点から、教育という角度から町がどういう手立てをとっていくのか。そこが求められているんじゃないかと思うんですが、再度の答弁求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 11月に、町長と、それから町の教育委員が一緒に会議をする総合教育会議というものがあまして、その中で給食費のことも話題になりました。で、本当にあの、給食、学校給食というのは、それ自体が食育の場ということは大事な点であります。で、教育委員の中に保護者もおまして、数名おまして、やはりあの、町から補助していただくのは大変ありがたい。けども、全額補助では、その親が自分の子供を育てるといふ、その意識としてちょっと薄まるのではないかというような話が出ました。で、全額ではなく、やはり、一部、半額ぐらいならというような話も出たんですが、今回7割までやっていただいたという経緯がありました。保護者としての立場の意見からも、そういうような意見が出たので、町としては参考にさせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） その意見の出たところ、わかりました。で、私は、全国的なそういう、先ほどから何度も言ってますように、教育の無償化の流れ。そういう流れの中でやはり町も、子育て支援の一環として無償化に努力することを求めていると思います。

で、次の項目の妊婦健診ですが、これは、これまでも妊娠してから生まれるまで、15回の健診がされてきております。で、町のですね、平成27年制定して、31年までの5年間の子ども・子育て支援事業計画があるんですが、その中で、子供が生まれてからの健診、1回程度、先ほどのこの冊子のですね、24ページになりますが、今後の方向性というところで、今後は産後1回の健診の公費負担を実施するとともに、健診項目を増やすことも検討していきます。また、健診を受けられる産婦人科が町内にないため、遠方への通院が余儀なくされており、健診に係る交通費の公費負担についても検討しますという、今後の方向性として、これ、述べられております。この目標は、平成31年度までの5年間の計画であります。で、ここについては、どのように現在なっているのかを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 妊婦健診の関係でございますが、産後ケア事業ということで、産後1年未満の母子に対して、母親の身体的回復と、心理的な安定を促進する関係から、そういった相談事業等には取り組んでいるところでございます。それと併せまして、妊婦の方の通院費の助成関係でございますが、それについては自宅から、その通われている病院までの、産婦人科までのガソリン代につきましては現在、支給を実施しておるところでございます。

す。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） ちょっと確認なんです、妊娠中のその15回と、ガソリン代無料と、交通費。私今聞いたのは、産後、生まれてから1回の健診の公費負担と。で、交通費も出しますよというのがこの計画の中にあるんですが、これは実施に至っているんでしょうか。妊娠時じゃなくて、子供が生まれてからの健診の中身です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみませんでした。出産後、産後の1ヶ月健診につきましては平成25年の4月1日から公費による助成を実施しております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今、平成25年から実施というふうになると、確認なんです、これ、27年に作成して、28年度から31年度までの子ども・子育て支援事業の計画なんですよね。そうすると、今の答弁だと、もうすでに実施している中身なんですけど、文書は、今後は、という文書で、将来系の文書になってます。27年度で、今後はですから、28年度以降を実施されるというふうに私はとるんですが、今、平成25年からすでに実施されるという、この文書は、の表現が違っていたというふうに受け取ってよろしいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 大変申し訳ございませんでした。先ほど、平成25年と申し上げましたが、こちらの資料の確認ミスでございまして、平成28年から公費による助成ということでガソリン代につきましても助成をさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） わかりました。実施されたということで受け止めておきます。

で、次に、放課後児童クラブとの関係なんです、たしか今あの、放課後こども教室と、これ、教育委員会管轄で週5日、放課後こどもクラブと放課後こども教室ですか、2種類あって、これ複雑なんです、こちらも。で、週5日やっていて、夏休みもやられているということで、これもやっぱり当初は、やっぱり働いている父兄が安心して、やっぱり子どもが寝られるという立場からずっときて、週2日から5日になった中身で、今、週5日ということで、かなり充実がされてきていると思います。で、これ、それぞれ、場所も、こども教室はそれぞれの振興センター。あとは学校を使っているということで、これ、申し込みは、こ

れ1箇所でもよろしいんですか。ちょっと確認なんで。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 平成29年度までは、子育てひろばと放課後こども教室、別々な申し込みでしたが、保護者、そして子どものスムーズな運営のためにということで、平成30年度からは二つ合わせてこどもクラブということで、一つの申し込みでできるようにしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） かなり充実されてきたというふうに思いますけれども、で、先ほどのですね、子ども・子育て支援事業の中での、この計画のあり方。これ、国の指針に基づいて作られているんですが、この35ページで、放課後児童クラブ。放課後児童クラブの場合は保健福祉課担当というふうになるんですが、これ、この文書全体を見ると、放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な実施と。そこは教育委員会と保健福祉課と両方にまたがる中身の文書になっていて、それで一時はこの国の方針の、いわゆる放課後児童クラブ、いわゆる昔の学童保育的な中身の方向というふうにあるわけですが、そういう点ではこの放課後児童クラブは、平成31年度までのこれ、目標になっているんですが、どうもこの文章、もう一度改めて見ると、なんか両論併記のような、この教育委員会と、それから保健福祉課と一緒にって一体的な実施というふうな文書なんでね、で、そうすると、管轄が全然違ったところで、それは一体的にできるのかなという疑問がわいてきました。で、そういう点では、この放課後児童クラブっていいですか、放課後の子どものね、対処について、町は大体、31年度までのこの目標で放課後児童クラブは大体できるような見通しに私受け取っているんですが、ここの方針はどのようなふう、これから、平成31年度の予算見ると、大体今までの流れでいくような流れに見受けられます。そうすると、31年度までのこの計画書の中身との整合性。で、32年以降のその対応。どのようにこう、進めるのかの、基本方針で言うんですかね、その辺伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今後の子育て関係の、この施設のほうの課題等も含めまして、現在、保護者を含め、アンケートを実施している最中ではございまして、いろいろな課題も発生してございますので、そういったことも踏まえた中で、次期のプランのほう、次期の子ども・子育て支援計画のほうにその点については反映をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 答弁書の中で、国の制度も一部見直しがされて、設置要件も緩和というふうにあります。私この緩和の中身の一つとして、この教育を受けた指導員の配置と。で、40人に一人と。この教育を受ける中身が緩和されているように見受けられるんですが、ここで言ってる、設置要件の緩和というのは、その中身でよろしいのでしょうか。もっとほかにいっぱいあるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 制度の改正は2020年からということで、今の段階では聞いております。今あの、地方分権の関係で、都市部も、過疎地域も、同じような要件で、この放課後児童クラブのほうの要件がありますので、そちらのほうを変えていただきたいということで地方のほうで要望しております。今般、閣議決定される見込みというふうに伺っておりますが、今おっしゃいました、その指導員、指導員といいますか、コーディネーターの要件。そして、あと一律な施設の面積。そういったものについて、地方と都市部の、同一な条件ではなく緩和されるというふうに教育委員会としての情報では捉えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、緩和の要件、大体わかりましたが、全体とすれば、これらの子育て支援計画というのは、これは新たな事業計画の中に先ほどは盛り込まれるというふうに私捉えたんですが、これは31年度までで、そうすると31年度中に、またこれ、ニーズ調査なんかを含めて、この計画書を作っていくような流れになるんですか。ここ、ニーズも捉えてというふうになってますが、この28年から31年までの計画の中では、ニーズ調査なども含んで表に示されておりますけれども、改めてニーズ調査もやって、そして、これらをさらにこう、現在の到達点と、さらに、どうあるべきかということも含めて、この事業計画は31年度中に作るというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そのとおりでございます。現在、ニーズ調査については、昨年末から実施中でありまして、現在、そちらのほうの内容等の集計等を含めて検討をさせている段階でありまして、それを踏まえて、31年度中に次期の計画については策定させていただきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、次のところの、リフト券の問題であります。今、只見スキー場を小中学生が利用している中身で、各学校単位にスキー教室、それから記録会などが行われております。で、その時の生徒・児童のリフト券の扱いというのはどんなふうになってますか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 学校の行事で行う場合については、町のほうからその分の費用を負担しておりますのでリフト代はかかりません。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、細かい話になるんですが、それぞれの学校で、スキー教室、記録会やった時の人数に合わせて支払うというふうに、人数で後払いですか。それと先生のほうはどんなふうになるんですか。先生のリフト券。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） リフト券ですけども、実施した人数によって、先生の分も含めて、リフト券については町のほうでの支援になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これ、何故、私が提案したかというのですね、小中学生の子供さん。非常にここのスキー場というのは、ずっと前から見てて、最近は昼休み、あまりなかなか、なかったんですが、前、やはりその、学校道具も持ってね、スキー場に行って、いろいろ体験、スキーだけじゃなくて、この年長者との付き合いだとか、いろんな面も含めて、やっぱり私は教育施設的な要因もかなり強いなというふうにとずっと見てたんです。で、平日はかなりガラガラであります。で、この特にですね、明和のほうだと、南郷スキー場のほうが近いというのもあって、そちらに行かれる方も、南郷スキー場では入学前の子供さんの、いわゆるスキー教室というのも、1月から大体、4回ぐらい、かなりボランティア的な中身で指導しているというところもやっておられるんですね。これ、南郷スキークラブが行っている事業ですけど。そういう点ではこれ、もっとですね、無料化すれば、只見のスキー場をやっぱり利用して、そして、当然、子供さんだけじゃ来れないわけですから、親御さんが連れてくる。そういう点ではやっぱり、そこがまた賑わいの場になって、スキー場自身の収益も上がっていくんじゃないかというふうに、循環型にやはり、私は捉えていく必要があるかなというふうに思って、この提案をしているわけです。そういう点では、調査研究するとい

うような答弁ですので、これは是非あの、前向きに検討して、教育の一環と位置付けて、是非、善処していただきたいと思いますが、すでに（聴き取り不能）先ほども言いましたように、南郷、南会津町では支給してね、それぞれやっぱり活用しているという状況ですから、同じ雪国に住んでいて、一番雪の深いところで、そういう待遇がないというのも、子どもが可哀想だなと思いますので、これは対処求めたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、シーズン券等については、小学生が約半数利用しているようで、中学生は非常に少ない、一部の子供達ですが、たしかに、スキー場のことも想定しますと、只見町のことについても、これについては十分あの、前向きな形で取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それではあの、1番目の質問項目でありました、難聴者への補聴器の補助の関係に移りたいと思います。この、私、質問の中身で、一番最後のほうで質問している中身は、要支援者・要介護認定者のうち難聴者の数を示してくださいというふうに質問しているんですが、そこの回答がないので、そこというのは、人数わかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 要支援者・要介護認定者の、そのうちの難聴者の数ということでございますが、その介護認定の申請をされた中で、調査内容の中に、そういった耳の聴こえ具合関係の調査項目もございまして、その関係で答弁書に記載させていただきました、昨年末の要支援者・要介護者で484名いらっしゃいますが、その方の直接的な数字というのはデータのまだできてございませんので申し上げられないんですが、国のほうでそういった適正化事業ということで業務の分析をされております。そちらのほうの数字といたしますか、人数のほうをお示しさせていただいて、ご了承いただきたいと思います。期間につきましては、平成29年の10月1日の申請分から、平成30年の9月30日分までの申請分ということになってございます。それぞれ認定を受けられた方で、その聴力関係の調査で、普通、通常の方が76名、やっと聴こえるという方が40名、大声が聴こえる方が38名、ほとんど聴こえずという方が2名で、判断不能の方が3名というような状況でございまして、難聴者ということでやっと聴こえる以降の方というふうに判断されれば、83名の方が難聴者の扱いになるのかなというふうに思います。大声が聴こえる、からの方ですと、43名と

というような状況というような現状でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今の答弁の確認なんですが、これは町独自ではデータないと。国で分析しているというのは、これ、あくまでも国で分析しているんですが、これは只見の認定者の分析というふうに捉えてよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 只見の、その調査のデータを国のほうで吸い上げておりますので、今ほど申し上げた数につきましては只見町の状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） もう一つ確認なんですが、この聴覚障がい、これ認定される場合ですね、身体障がい者手帳。これは難聴だけでは障がい者手帳交付にはならないんですか。ほかの身体、障がいもあって、というふうになります。これ、難聴だけでは身体障がい者手帳交付は受けられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） その聴覚障がいの方のみでの障がい認定については、それだけで認められている方もいらっしゃいますので、聴力障がいだけで障がい認定は可能であるというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） その辺の町民への周知というのは、これは介護認定受けるときに、先ほどはあの、その難聴の度合い、耳の聴こえ具合も検査しているというふうになりますが、これはあれですか。その、いわゆる難聴で障がい者認定を受けれると。で、これは介護認定も受けるように、検査、申請してね、これは難聴者だと。そこからこう、障がい者手帳交付というような道筋になるんですか。一般的にこの、いわゆる身体障がい者手帳の交付に至る流れというのは、これ、難聴だけで受けるっていう概念が、皆さん、少ないんじゃないかなと思うんですが、その辺の手続き上と、あとは町がどういうふうに支援していくのか。その辺のこう、手立てですね、その辺はどんなふうになりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 町民の方への周知ということでございますが、現在のところ、そういった症状をお持ちの方については、保健福祉課のほうに問い合わせいただいている状

況でございます、その時点では、そういった手続き関係についてもご説明をさせていただいているところではございます。そのほか、一般的な方等への周知については、今後、おしらせばん等も通じまして、定期的に周知はさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私はこの提案したのは、やはり耳が遠いと、先ほども言いましたように、会話が成り立たなくなったり、やっぱり認知度も上がっていくんじゃないかと。社会生活を、やはり送って、そして、認知症にもならないようにも、生活を（聴き取り不能）させていくということからも必要な課題だということで提案したわけです。そういう意味では、福祉政策の角度からの、私は提案ですが、こういう障がい者の方の手立てということも私理解できてませんでしたので、そういう意味では、この難聴であってね、障がい者の認定を受ければ、こういう補助金もね、補助制度あるんですよと。この制度そのものが、多くの町民知らないんじゃないかというふうに理解、私はします。私の経験からも。そういう意味では広くですね、これは周知徹底して、そういう手立てを講じればできるわけですから、そういう点も今の制度の中でおおいに町民が活用できるように周知徹底を図っていただきたいと思います。

それと同時に、身体障がい者手帳交付にならなくても、町の独自の助成措置として補助できるように、これも進めていただきたいと思います、再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 町民に向けての周知につきましては、ご意見いただいた流れで、できるだけわかりやすい表現で周知をさせていただきたいと思っております。町独自の補助の関係につきましては、他町村の動向等も踏まえさせていただきながら、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私、いろんところで、子育て支援だとか、いろいろ言ってるんですが、この大体、答弁が、他町村との比較でという答弁が多いんです。そういう点では、只見町は只見町なんです。町の町民に責任を負ってるわけですから、町の姿勢として、これ独自にやはり検討してほしいんです。ほかの他町村といっても、先ほどの給食費のように、全国で82以上の自治体が無料化している。隣の金山町も無料化している。じゃあ、他町村が無料化しているからといって、無料化してないじゃないですか。だから、ほかの町との比較

も、私も比較してますが、そういう点では町民に責任を持つ町政として、独自の判断をしていただきたいということを最後に申し上げて質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長からいいですか。

○10番（山岸国夫君） じゃあ、最後に答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長、ひとつ。

○町長（菅家三雄君） 実態調査等踏まえて、町独自の分については検討を重ねていきたいと思えます。

○10番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、4番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

4番、目黒道人君。

〔4番 目黒道人君 登壇〕

○4番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問いたします。

私は今回、二つの質問をいたします。

一つ目、わが町の経済活性化についてということです。内容ですが、高齢化や人口減少により、商業面で、特に地域の活力が低下していると感じています。町内が商圈となる飲食店や小売店のようなサービス業は未だ厳しい状況が続いています。事業者によっては、高齢化や、それから後継者問題も課題としてはあります。サービス業に対する具体的な経済振興対策について町長の考えを伺います。

二つ目、児童虐待の対応についてです。児童虐待のニュース。テレビをご覧の皆さんも感じていらっしゃると思いますが、連日報道されており、中でも最近では行政機関との連携不足が指摘されています。ちょっと考えたくない話ではあるんですが、もしも、只見町で児童虐待があったとした場合の対応を伺います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 4番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、本町の経済活性化についてであります。本町を取り巻く商業の現状については、広い町内に集落が点在しているため、商業の集積が困難な環境にあり、旧村単位での

家族従業員が主体となる小規模店が多いほか、人口減少に伴う消費縮小や車社会の進展による購買力の流出が顕著であり、非常に厳しいものがあると認識をしております。現在、第7次只見町振興計画に基づき、地元根差す商業の展開として、只見町創業支援事業計画を策定し、国からの認可を得て町内関係機関と連携しながら取り組んでおります。現在、町内の創業・継業希望者の経営ノウハウの習得等に対する支援を目的として、只見町商工会が中心となって、ただみ創業塾を運営しているところであり、2年間で延べ13名が受講し、うち1名が新規起業を果たしております。今後は、峠の映画化やJR只見線の復旧を見据え、商工会や観光まちづくり協会、事業者等と連携しながら、地域資源を生かしたオリジナルブランドづくりや統一パッケージデザインの開発のほか、只見駅と観光施設、飲食店を結ぶ旅行タクシープランや只見駅と田島駅間の定時定路線バスなどを活用した町内周遊体制の構築を進め、町内経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童虐待の対応についてであります。町が虐待通告を住民や関係機関から受理した場合は、初期調査から安全確認を行い、ケースの緊急度を見定め、緊急度の高いケースは児童相談所に連絡するなどの対応を行います。また、町内各学校、町、県、警察などからなる要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、要保護児童に関する情報共有等を行うとともに、必要に応じて実務者ケース会議を随時開催し、今後の支援策等について具体的に協議を行うこととしております。実務者ケース会議については、平成20年度以降6回開催しておりますが、ニュース等で報道されているような、虐待による死亡等の最悪の事態となった事例はございません。今後も関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防と早期発見に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） それでは再質問いたします。

答弁にありましたように、本町を取り巻く商業の現状については、広い町内に集落が点在しているため、ありまして、非常に厳しいものと認識しておりますと答弁いただきました。まったく、僕もそのとおりだなと思っていますし、町民の皆さんも、たぶん、これについては、まったくそのとおりとあってらっしゃると思います。そして、議会初日の施政方針の中でも、重点的地域課題として人口減少に伴って地域の活力は低下し、従来は地域で当然のごとく行われていた共同作業や様々な活動に支障をきたす状況が進行しておりますと、こうい

った施政方針の中でも町長は発表されております。この施政方針の中身と、今日のこの経済活性化。この中身は非常にリンクするものがあるのではないかと考えております。

それである、ちょっと再質問としてですが、この答弁書の中身を、ちょっとあの、一つずつ、ちょっと細かいですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

中ですね、人口減少に伴う消費縮小や車社会の進展による購買力の流出が顕著でありとあります。この購買力の流出が顕著であるという部分。これについて、裏付け等あれば、根拠として裏付け等あれば、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 裏付けとしての数字的なものにつきましては、大変申し訳ありません。今、ちょっと持ち合わせてございません。我々もそうですが、どうしても車を使って、大きな店舗へ行くということが日常化しているという部分でございますので、そういった面からの答弁ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 裏付けは、なかなかこれ、とりにくいところはあるんじゃないかなと思います。ただ、まあ、実際これは、僕もそうだなとは思っています。実際、暮らしていく中で、僕自身もそうですし、車社会で、道路も良くなって、一人が1台運転するという時代になってますから、非常に広域的な動きができる時代になってきたと言えらると思っております。また一方で、もう、まさにこう、グローバルだなど思うのが、ガッファという言葉があるんですけど、G A F Aですね。これ、世界的なグローバル企業の頭文字をとった言葉です。グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン。この社名を聞いただけでも、日々、我々がこのサービスに接しているということはもう、僕なんか説明しなくてもおわかりいただけるかなと思います。まあ、中でも直接的に、この競合する部分でいうと、アマゾンのような通販サイトですよ。こういったものも、やはり地域の小売店に行かなくとも、買い物ができるでしょう。勿論、只見のお店で扱っていないものを買う。これは勿論あると思いますけれども、やはりこういったことがあって、町の経済というのは縮小化してしまっているのかなとは読み取れます。

で、続いてちょっと質問させてください。中ほどで、商工会が中心となって、ただみ創業塾、運営されているとあります。で、この中で、2年間で述べ13名が受講し、うち1名が新規起業をされたということで、ちょっと、ごめんなさい。この新規起業された方の内容な

どをちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） この中で起業された方、業種としましては板金業でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ありがとうございます。

板金業の方、創業されたということで、なるほどと、ちょっと思い出しました。彼、一生懸命頑張ってますので、引き続き応援したいなと思います。

では、もう一つ、ちょっと質問させてください。現在、第七次振興計画に基づき、只見町創業支援事業計画を策定し、町内関係機関と取り組んでおります。これは、おそらくあの、宿泊飲食業の補助の関係かなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃる宿泊飲食の関係とはちょっと別でございます、このただみ創業塾、この開催するための計画ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。では、こちら、今進行中ということですが、具体的に、このただみ創業塾のことなんでしょうか。今、ちょっと、こういった形で運営されているのか、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） ただみ創業塾でございますが、商工会のほうで運営をしていただいております。で、中小企業診断士の方を講師として招聘しまして、年5回から6回、セミナーであったり、集団セミナー、あと個別相談会等を開催して、起業に向けたアドバイスをされているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） これまで実績では、一応、1名の方が新規起業されたということですが、今後は、ちょっと見込みとして、今の時点で、もしわかれば、こういった成果がありそうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 答弁書にもございますとおり、13名の方、受講されてます。

そのうち創業を希望されて受講された方が9名ございました。そのうち1名は起業したということでございますが、その他の方については、現在のところ、具体的な起業の動きはないような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。まだ具体的ではないということですが、何らか、きっと志があって、この事業に加わってらっしゃると思いますので、多方面からの支援を、商工会とうまく連携していただきたいなと思います。

それでその、ちょっと、以前ありました、宿泊飲食持続化補助金の件で、その後についてちょっと伺いたいんですけれども、この宿泊飲食の要綱の中で、最低5年間の営業と、その間、5年間のレポートを義務付けているというのがありました。で、このレポートを求める目的は何か伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 事業が効果的に実施されているかというようなことを確認することが一番の目的だというふうに考えてございます。で、思ったような効果が出ていないということであれば、商工会等を通じて、経営相談なり指導等を行っていただくというようなことで考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そのレポートですが、年1回の提出ということですが、採択された事業者の皆さん、レポートの提出はあるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 事業主体が商工会ということで、商工会を通じて、30年度につきましては全事業者のほうから提出をいただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） これは、あれでしょうか。書式は何かあるような形でしょうか。またはその項目などあれば、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 一応、書式、様式を定めてございます。で、年度ごとの、利用人数というか、お客さんの数の報告であったり、その効果。何故、目標に達しなかった場合には、その分析等を記載していただいているということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。ちょっと今回伺いたいのは、この事業で採択された飲食店の方が、この春からちょっと休業されることになってしまいました。これは本当にあの、残念なことです。で、やはりこの厳しい市場環境において、こういった事業を展開していくのが本当に難しい、厳しい状況なんだなというのを本当に痛感しているところなんです。で、この事業者に対しての経営指導などは、こういった形で行われたのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 個別、具体的な経営指導の内容までは、大変申し訳ありませんが、私のほうでちょっと今、把握はしてございません。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 内容まではいいんですが、やったか、やってないかだけ、ちょっと伺いたいです。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 商工会のほうへご相談はされているということは伺っておりますので、商工会のほうと、こういった内容のお話をされたかまでは具体的には存じ上げませんが、相談はされているというふうに聞いております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね、是非ちょっと、これは、是非重く捉えていただきたいなと思ってまして、勿論あの、商工会にお願いしているというところはそのとおりだと思いますけれども、是非この件、役場の観光商工課としても、是非あの、商工会と共同して、こういった課題解決に迎えるような指導と一緒にやっていただきたいなと、これは思います。そうですね。でまあ、その、やはりこう、飲食店でやっていくというのは、本当にこの地域ですと、なかなか大変ですし、この宿泊飲食持続化補助金の理念としては、きたるべきこの観光対策といいますか、只見線が開通したり、八十里越えが開いたり、または映画、峠というふうに答弁にもありますけれども、こういった観光が今後、充実していく。そこに向けての受け皿づくりという一面が、これ、あったと思います。ただですね、実際には、全て観光に期待するものというのは、来年、再来年以降起こることであって、今はまだまだ、ちょっとそこまでの観光入込がないのが現状だと思います。昨日までも、今日も、JR只見線の件で、台湾のほうからたくさん外国人が今、只見線に乗っていらしているということですが、どう

しても、川口からこっち、只見線が通ってないものですから、まだまだ只見では見かけること自体あまりありません。雪まつりではちょっといらしたようですけども。こういった状況なので、やはりその観光的切り口に今期待するのはなかなかちょっと厳しいのかなというふうに思います。特に、来年、再来年ということですが、もうこの1年、2年、どうやって経営していこうかと。勿論、経営者の中には高齢化という課題もあります。町内見渡しても、70歳以上の方、高齢の方が、頑張って、なんとかやってくださっている。中には、後継者のいない飲食店などもあつたりするわけですけども、そこで、そのお店が休業というのは本当に残念なんですね。期待を持って、始められた方が、残念ながら、ちょっと、その観光という動きがくるまでに、ちょっと持ちこたえられない。これは本当、非常に残念なんですね。で、そもそもの、その原因というのは、やはり町民が、そういった地元の商店、サービスを利用されなくなってきた。先ほど答弁にもありましたけれども、まあ、車社会の影響。これも一つあると思います。でもやはり、直接的には、町民が、こう、集つたりとか、集まったり、こういったことが今減っているのではないかと。またはその広域化。広域化というか、町の規模は変わってはいませんが、例えばですね、中学校が統合中学校になって10年を過ぎました。卒業生はもう成人しているわけですけども、例えば、かつてであれば、同級生であつたり、仲間というのは、わりと近所にいたと思います。でも、今やどうかというと、その人自体が減ってるわけで、その地域に住んでいる仲間自体が減っている。しかも、只見・朝日・明和といった大きな地域に点在した存在として仲間がいるという状況です。これはなかなかですね、同級生だとはいっても、ちょっと集まりにくい距離感がありまして、ここがひとつ、この答弁にも指摘しているように、非常に厳しいものがあると言われてるところだと思います。これですね、本来であれば、地域力でなんとか盛り上げていくべきところだと思うんですが、どうしてもこういう状況になってしまうと、もうそれだけではどうにもならないところまで今、きてしまっているのではないかというふうに思います。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、これ、なかなか難しいことですが、地域の賑わいはどうやってつくっていく。そこにやはり、こういった公の力も、やはり何か、働きかけがないと難しいのではないかと考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 地域の賑わいと一言言われても、非常に難しい問題でございます。同じ地域の中でも、小さい集落単位の中、それから隣組の中の集まりとか、そういった地域の

交わり方と、それと、大きく、その地区の問題といたしますか、イベント等、行事等の中での集まりといたしますか、そういったものは従来から、目黒議員も言われたとおり、過去には子供達もその地域の中にいっぱいおりましたので、節分とか、子ども会の行事等については、昔は非常に活発でした。今は非常に、子どもがいないことによりまして、そういった事業も、年々、規模が小さくなったり、開催の内容といたしますか、運営そのものが非常に父兄負担という形で小さくなり、減少していくということも現れている中は、実際、そのように考えております。それで、ただ、そういった中でもできるだけということで、各地区に300万等の補助金を出したり、いろんな策ではやらさせていただいているんですが、ただ、なかなか歯止めはかからないというのが実態だと思っております。そういった中で、できるだけあの、イベント等については、支援とか、いろんな形で対応できるような形でやっていきたいとは思っておりますが、非常にこの地域の賑わいをいかにもっていくかということは、非常に難しい問題で、私も非常に悩む課題です。そういった中でいろんなことを考えながら、これは取り組んでいく必要があるという、思っておりますが、即効力のあるものは、ちょっと、今、まだまだ厳しい環境にあるというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、なかなかこう、難しいですね。これはちょっと、質問にも答えづらいとは思いますが。では、その賑わいであったり、コミュニケーションの部分です。これをつくるとなると、期待したいのは、やはり振興センターの活動、公民館的な機能という部分。ここに期待したいなと思っておりますので、振興センターのご意見もちよつと伺いたいなと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 去年ですが、只見振興センターのほう、新築させていただきました。そこではあの、建設検討委員会、20名ほど集まりまして、いろいろ検討した結果、土間を設けようということで、土間は語らいの場であり、調理器具も置いたり、電子レンジに、冷蔵庫に、水道からみんな設置しまして、いつでも、誰でも、自由に使ってくださいということで、コミュニケーションをとってくださいという場を設けたんですが、現在、高校生が結構利用されているんですけども、当初思ったよりも、お母さんたちが使ってらっしゃらなくて、稼働率はまだ低いような状態で、宣伝不足のようなところもありますが、そういった趣旨で作った場所であります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 振興センター新しくなって、あの入口入ってのところは、すごくあの、使いやすくなったんだろうなと僕も思います。昨日もちょっと打ち合わせを、夕方、ちょっとしまして、ちょっと使わせてもらいました。ただ、やっぱり、見ている、あそこの、なんていうんですかね、キッチンというか、あれ、すごく良いんですけど、なかなか利用するシーンというのが、ちょっと思い浮かばないというのが正直なところなんです。ここはちょっとあの、振興センター内部でも勿論これは協議してほしいなと思いますけど、実際、どうやって使っているのかというのは、これ、なかなか、僕もよくわからないんです。あそこは本当、常時、誰かが使っているような場面があればいいんですが、これは本当に難しいところなので、今後ちょっと是非、ご検討いただきたいなと思います。

で、やはりこう、町の皆さんの、会った時にお話聞くのは、昔と比べると飲み歩く若者がいなくなったというのは本当に聞こえてきます。勿論、昔と言ってもですね、ダム開発の頃のような、極端に栄えていた頃と比較されてしまうと、もう、どう見たってそれは寂しいんですけど、実際に、飲み歩く人がなくなったなというのは、本当そのとおりだなと思います。はしご酒なんていう言い方しますが、まあ、はしごの段と段がですね、背伸びしても届かないくらい遠いんですよ。だからこう、宴会なんかしても、その後、二次会に流れるかという、これ、なかなか、もう本当に大変な移動距離がありますので、正直難しいです。

で、そういった中でですね、ちょっと一つの事例を、ちょっと紹介したいんですけども、これはお隣の南会津までやられている、ふるさと同窓会支援事業といった事業があります。これはですね、旧友とのつながりや故郷の良さ、地域の魅力を再発見しよう。こういったテーマで行われるもので、対象者は25歳から35歳を迎える、若者ですね。同学年の年齢の方を対象に、年1回限りですけども、この同窓会に補助を出そうということです。で、これにはちょっと条件がありまして、まあ10人以上の同窓会をまずは企画してくださいと。そのうち、郡、南会津郡外に住んでいる方が5人以上参加していること。これが条件の一つです。そして、会場は南会津町内の飲食店または宿泊施設で開催すること。そして、これはちょっと、どうかと思いますが、これ、仕方がないんですけども、飲食前に町の定住政策の説明時間を設けること。これによってですね、まあ、言ってみれば、同窓会という形をしながら、町外にいる同級生と一緒にお酒を飲むわけですけど、そこで、要は、Uターン政策ですね。で、これ、企画しているのが、商工観光課の雇用対策係というところでやっている

事業なんです。これは非常に内容があつ、良いなと思つて、以前あつ、南会津郡の議員の勉強会があつた時にこれは発表されて良いなと思つました。やはりまあ、ちょっと、ここまでやないと、いけないのかなつ。これについては、是非、役場庁内でも議論をしていただきたいなと思つますけど、本当、ここまでこないと、やつていけないのかなつというふうにあつ、思つていますが、例えば、町長、こういった取組みについては、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私もこの内容、わかりませんで、大変あつ、貴重なご意見ありがとうございます。こういったことは是非あつ、内容をよく、あれして、実行できる方向で考えつていきたいというふうと思つます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） これはお隣の町でやつていることですので、教えてくれると思つますから、是非あつ、参考にしていただきたいなと思つます。

それですつね、ちょっと話は、ちょっと変わるんですけども、例えばですつね、ゆきんこタクシー、今、運行しているわけですけども、これはですつね、交通弱者のためのデマンド交通ということで、お年寄りを中心に利用されているわけなんですつが、で、ただこれ別にあつ、お年寄りに限定したものではなくて、交通弱者であれば誰でも利用できます。僕は、ちょっと、利用したことがありません。つまり、自分で車が、免許があつて、そして自分で自由に乗れる車があるので、つまり僕は交通弱者ではないから利用したことがないわけなんです。しかしですつね、この僕も、ちょっと、一杯、お酒を飲むと、とたんに交通弱者になってしまうというのがあるわけです。これ、本当、屁理屈のような話なんですつけど、実際、自力で移動するというのは徒歩ぐらいしか、もうなくて、これが結構大変なことなんじゃないかなつ。ある意味、受け入れてますから、自分で、例えば送ってもらつとか、迎えにきてもらつとか、そういったことしながら、または車で行つて、そこに置かせてもらつて、次の日、車を取りに行く。それだと送ってもらつて取りに行くわけなんですつけど。そういったことをしながら、皆さん、なんとかして飲んでるという状況が今あるわけですつね。これ、まったく当たり前なことなんですつけど、只見の環境においてはまったく当たり前ですつが、例えばここでその、送つてほしいなとか迎えにきてほしいなというのが、結構なそこが負担にもなるわけなんです。そして、またその段取りしながら、単純に飲み会の場所決めて、会費決めれば、集まつて飲めるということじゃなくて、じゃあ、その移動の段取りまでしなきゃいけない。

集まった方がいいが、帰りはどうしなきゃいけない。こうなると、ちょっと飲むか、これからちょっと飲むかというふうな、気軽な感じになかなかかなり難しいというのが、これ実感としてありますし、これがかなり、特殊な事態だということですね、ちょっと踏まえたいなど思うわけなんですね。都会であれば、電車が動いていて、夜の12時でも電車が動いていて、終電までに間に合えば家まで帰れるなどか、こういったことあるわけですが、こういった田舎だと、まず電車もないし、バスもないし、そういう状況なんですね。ここをなんとかしないと、人々の集まって、しかもにぎやかに、という場面がなかなかつくりだせないのかなと感じています。で、ですね、ちょっと先ほどのお店の事例に戻るわけですが、実はその、只見の飲食店は送迎やってくれます。で、民宿・旅館などは勿論、送迎用の大きなバスがありますので、大勢の宴会にも対応して送り迎えしてくれますが、小さいお店ですと、なかなか、そういったバスとかはないわけですが、それでもまあ、送ってくれます。ただ、この送迎に関しては、当然あの、送迎代というのは取らないわけで、あくまでお店のサービスで送ってくれているわけなんですが、これがですね、お店側としては非常にコストだと。利益の中から、その送迎の経費を出さないといけないというのが実はありまして、これがあると、結局、店はやっていけないというところがあります。せっかく始めたのはいいんだけど、こういった特殊な環境ですから、それこそ小林から塩沢までという、こういった広いエリアに皆さんを送って、しかも1回・2回じゃないわけですよ。一晩の間に。こういったことがあるとなると、それだけでもう利益を削ってしまうと。ここはやはり、我々、利用する側も、やはりここは踏まえないといけないし、ただ、でもそれがあるからといって、じゃあ、飲み会控えようかなってなっちゃうのも、これもまた地域が冷え込んでしまうことになってしまうと思います。

そこで、ちょっと一つ、提案なんですけど、この提案も、僕もちょっと、本当にね、自分で提案しながら、これはちょっとどうかなと思うようなことがあるんですけど、ちょっと聞いて下さい。本当、これはもうあの、僕はですね、そういったことから、一つ提案としては、飲み会にタクシーチケットを出すということをちょっと考えてみました。これはですね、まあ、ちょっと、まあ、どうかなと本当に思うんですけど、ただ、でも、それぐらいないと厳しいなど。例えば2,000円のチケットを、飲み会をやるということですね、仮にですけど、商工会に行って、名前と住所と、いつ飲み会があると書くと、2,000円のチケットくれまして、飲み会が終わったら、タクシー呼んでもらってタクシーに乗るんですね。で、降り

るときに、じゃあ、その代金の、例えば5,000円だとすると、そのうちの2,000円はチケットで払って、残りの3,000円は自分で払うと。で、これ、一人で払えば3,000円ですが、同じ方向であれば、二人乗って行けば、一人1,500円になるという話です。これによって、只見にあるタクシー会社としてもお客さんになりますし、または飲食店の側からしても送迎コストが軽くなる。まあ、ちょっとこれはですね、これはあくまで僕が考えただけですから、これが全てだと思ってませんし、よくこれは役場の中でも議論していただきたいと思うんですが、町長、どうでしょうか。こういったことというのは。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 非常にあの、タクシーのチケットについては、難しい問題が抱えているかなと思います。ということは、個人的な飲食に対しての助成ということになりますので、従来、タクシー等でのチケットの利用というのは、会社が福利厚生の方として何枚か出すということは現実的にはあるようですが、それを、そういった中で、先ほど出ました同級会のような助成であれば目的がはっきりします。ただ飲食するために助成をするということについては、若干疑問を持たざるを得ないという、その辺がまあ、理解をいただけるかというあたりが疑念がありますので、ちょっと検討、議論の対象として検討させていただければというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、これは本当、おっしゃるとおりだなと。言ってるんですけど。言ってるんですけど、おっしゃるとおりだなと僕も思います。それは本当、思うんですが、ただやはりこう、困った町民の現状を、いろんな各、関わる立場あるんですけど、これ、しかもやっぱり地理的なハンディキャップなんですね。これは。ここはですね、ちょっとあの、一旦その、当たり前という部分で、我々、それで生活してはいますが、この地理的なハンディキャップが非常に大きいという部分を、ちょっとやはり考えたうえで、ちょっとこの議論、是非ですね、やっていただきたい。ここはもう本当、僕もなんとも、言ってみようがないんですけども、去年の6月の会議ではたばこ飲むなって言いながら、今回、お酒飲んでくださいって話をしているわけなんで、その辺もちょっとどうかなというのものもあるんですが、ただやはりこう、地域のムードですね、この、町のムード。これをやっぱり変えていかないと、そもそも、飲みに出ようっていう気分にもならないのかなと。まさに停滞している感じというのが、やっぱりあるかなと、本当思っています。町長、この町のムードをど

う、今、副町長、この2年間で、この町のムードをどう感じ取られたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） 若干あの、今のご質問にお答えする前に、冒頭、ご質問ありました商業のデータ、手元にありましたので紹介をさせていただきたいと思います。商業統計の抜粋の資料、今、手元にございまして、昭和39年以降のデータでございしますが、一応、マックス、一番ピークが昭和63年。で、商業関係の年間の売上が約75億ございました。それが平成26年に約28億に低下しているというものでございまして、その間、若干、時期のずれございますが、人口の推移としまして昭和60年、6,731人。これは平成24年、4,821人ということで、やはり人口の減少というものが非常にこの、小売りのほうにも影響しているのかなと。またあの、これ、人口の減以上に大きく売上が減っているというのが、先ほど町長答弁でもありましたような、車社会の進展ということもひとつあるでしょうし、昨今のやはり、ネット通販の普及なんかもあるのではないかなと個人的には分析をしております。

すみません、以上、補足をさせていただいたうえで、今ほどの2年間で、この只見町の印象ということでございますが、そうですね、あの、なかなか、夜が早いといいますか、どうしてもこう、私も残業等することもありますので、比較的遅い時間帯に帰宅するという場面もあるわけでございますが、どうしても、帰りがてら感じるのは、どうしてもこう、なんですかね、道すがら、ちょっと暗いような印象は受けます。ただ、一方で、私、今まで生活していた福島みたいに年がら年中明るいところだけが良いのかというと、非常にこう、例えばその、冬ですね、暗い中、雪が深々と降る風景というものはまあ、私は非常に美しいなと感じまして、そういった写真を携帯で撮りまして、うちの家族に送ったとかですね、そういうまあ、外から来た人から見てこう、感じる部分、逆に評価できる部分もあるかなということで、そういう発信をしていくということは非常に重要であろうと思っております。そしてまたこれ、現在、まだ進行形でありますので、まだはっきり、事業化云々ということは、この場では明言はできないんですが、先般、私のプロジェクトチームの提案の一つとして、会津大学との連携を進めていきたいということを申し上げました。そういった中で、是非あの、学生との交流というものも非常に進めてまいりたいと思っております、是非あの、若い学生の皆さん、実際、只見に来ていただいて、只見線等々、様々、事業に関わっていただくと。そういった中で地元の皆さんとも交流は新たに生まれまして、さらなる活性化に繋がっていく

のではないかと期待をしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 副町長、ありがとうございました。

ちょっと客観的な資料も提示していただきまして、本当にありがとうございます。本当これは、まあ、数字を聞けば聞くほど、ちょっと、がっかりするとか、昔は良かったなどという話なんですけども、そればかりでは本当やっていけないわけで、我々は今、明日を生きるわけですから、やっぱり、かつてのようなところを目指したいとか、賑わいの点で、やっぱこれは本当にほしいなと思いますし、その会津大学の学生さんとも是非あの、交流を、只見だって若者おりますから、そういう若者とコミュニケーションができるような、そういうものは是非考えてほしいなと思います。なんていうのかな、やはりこう、本当、よくこの議会でも話題になりますが、町内の製造業、すごく今、元気がよくて、また農業も一生懸命頑張っている。しかも若者を中心に働く職場として、今すごく活気がある状況です。で、売上も上がってますから、当然ながら、十分な給料だって支払ってるわけです。ただ、その支払われたお金が、町内でまわるということが、もう本当ないのかなというところが本当、ちょっともったいないし、そのやっぱり、集まるきっかけ、ここは本当、なんとかつくって、つくりたい。でも、どうしていいかわかんない。これはもう、なんとも、僕も言ってみようがないんですが、まあ、ちょっと、ごめんなさい、ちょっと途中ですけど、またこれは、今後もまた、考えていきたいテーマにしたいと思います。

では、ちょっと二つ目の話題に、ちょっと移ります。児童虐待の対応についてですが、答弁いただいたとおり、こういった体制があるんだなというのは、まずは安心したいなとは思うわけなんですけれども、まさにこの子供の少ない町、少子化の中にあって、文字通り、本当、子供は宝ですから、まさか、こういった幼い命がですね、保護すべき親の手によって殺められる、命を奪われるということはもう、あってはなりません。ですから、こういった連携は、一応、仕組みとしてはあるということですし、そしてこの要保護児童対策地域協議会。こういったことができるのも、やっぱり只見ならではかなと、いうところはすごく期待したいところです。で、本当にその虐待がひどい場合にはですね、親子を引き離してでも救うべきと、僕、考えますけれども、実際、具体的にはどういった流れで行われるのでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 児童虐待の対応ということでございますが、一番、そういった発見とかの、一番傍にいらっしゃるのが、保育士とか、学校の先生方が一番発見しやすいのかなというような状況ではあります。そういった中で、そういった疑われるような、例えばアザとか、そういうものがあつたような場合については、まずは施設内で上司や同僚への報告・相談等含めて、しっかり状況を調査したうえで内部での検討会を行われます。その検討会后、経過観察でよいのか、比較的軽微な状況であるのか、専門的な支援が必要になるのかということで、それぞれ、上の機関に通告というような形で相談をするような形になります。そういったことを踏まえて、支援の状況なんですけど、そういった状況等勘案して、緊急性が非常に高いというような判断に至った場合については、そういった施設とといいますか、保育所や学校のほうから児童相談所もしくは警察のほうに連絡がいきまして、それぞれの対応の方々が、その家のほうに介入されて、子供に危険性があるような場合については、子供を引き離して施設のほうに保護されるというような流れでございます。そこまでいかないような場合については、そういった関係者が集まりまして、只見町ですと保健福祉課が担当になりますので、そちらのほうに通告いただいてうえで、答弁書のほうにも記載させていただきましたが、要保護児童対策地域協議会の中の実務者ケース会議ということで今後のそれぞれの立場での関わり方等について協議をさせていただくような流れとなっております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 安心できる仕組みがあるんだなというのはわかりました。幸い、只見は子供が少ないために、その社会、子供を見守る目が多いといいますか、地域の目もありますし、そして、保育所も十分なケアが受けられるというところですので、こういった、テレビで連日報道されるような最悪の事態は、それはないんだろうと、僕も思います。ただ、これはですね、例えば一方で、この社会の目がいっぱいあるというのは、一方で言うと、あえて言いますが、監視社会ともとれるわけなんですね。この監視社会っていうふうに捉えてしまうと、特に、一般に子育てをする世代というのは若者が中心ですから、まあ、あんまり隣近所から干渉されたくないって思ってしまう人だっているんじゃないかなと僕は思います。で、これ、やはりこの只見町でも子育て環境は核家族化しているという流れもありますし、それは都市化しているというふうに捉えられるんじゃないかなと思います。で、これですね、やはりニュースで聞くような話っていうのは、まさにこの都市特有、大都市特有の事件だと

は思います。まわりが知らない人ばかりで、そういう中で起こった事件だと思いますが、そういった感じでいくと、只見でも度合いは違えども都市化していて、または建物だって高気密化した住宅が多いですから、中の音が聞こえない。外の音が聞こえない。こういった状況になってます。中で子供が泣いていてもわからないかもしれない。こういった状況を考えると、只見でもない話じゃないなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、言われますとおり、只見町の場合、少子化の中で、隣近所の付き合いといいますか、これは都市に比べれば、地域性も含めまして、多くの方が触れ合っている中で、非常にあの、環境的には発見しやすいといいますか、そういう中ではありますが、そういった中でもこういうことについては、いつ、どこで、何が起きるかわからないということもありますので、ただ今、課長が申しあげましたような中は、しっかりとあの、確認し合いながら対応していくといいますか、そういったことは都市と地方とは関係なくやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。こう思うんです。本当に、まさかというような事件が今起こっているわけですがけれども、これはですね、想像を超えているということだと思えますね。まさかと思うわけですから。だからこれは、ないとは思いますが、そうありたいと僕も願うんですけど、あるかもしれない。教習所、車の教習所なんかでも習いますが、かもしれない運転ということですね、子供が飛び出してくるかもしれない。信号が変わるかもしれない。この予測が大事なんじゃないかなと。だろうでいっては、子供はかわいがって育てるものだろう。これでいってしまうと、今回報道されているようなことになってしまうのかなと。で、子育てが性善説化しているといったところとも言えるんじゃないかなと思います。子供はかわいいんだから、親はめごがって、大事に育てると。そればっかでもないと思うんですよ。段々、年齢が上がっていけば、口もきいたり、言うこときかなかったり、こういうことがあるわけですから、こういったことがあるんで、性善説で捉えるというのはちょっとまあ、危険なこともあるのかなというふうに思います。特にあの、報道されている中だと、親がですね、ある意味こう、嘘をついて子供を連れ帰ったりとかということもしているわけで、そういった時にですね、その児童相談所や、または教育委員会、学校では判断ができないときに、スクールロイヤーという法律の専門家と連携しようという動きが言われています。これもで

すね、只見なんで、大丈夫だろう、自分で言っていてあれなんですけど、とは思いますが、想像力を働かせて、こういったスクールロイヤーが必要な場面もあるかもしれないとして、今後、連携を検討していただきたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） そういった、いろいろな機関といいますか、そういったところについては、必要な場合もあろうかと思しますので、そういったところで情報を収集しながら、そういった方のご意見等も伺えるような体制は築いていきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと、まあ、極端な話だろうなと思えますけれども、一応、心配しておくに越したことはないというのもあると思えます。で、そうですね、この只見であっても、この都市化というのはあると思えますし、なによりこの子供が健やかに育っていける環境が只見にはあります。ただ、それが、不幸なことにならないように、我々、町民もそうですし、行政機関ともうまく連携しながら、守って育てていくというところをもう一度再確認できたらなと思えます。最後に、町長、答弁いただいて終わりたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 大変あの、ご指摘、いろいろといただきまして、ありがとうございます。いつ、そのようなことが起こるかかわからない環境の中でありますので、その対応につきましては、悪い結果にならないような、早急な対応に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時16分

○議長（齋藤邦夫君） それでは会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

今回の一部改正の条例でありますけれども、町長、提案理由で申し上げましたとおり、労働基準法の一部改正。こういったことを踏まえまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、そういった規定を整備するための所要の改正でございます。

具体的に申し上げますと、まず第1点は、超過勤務命令の上限規制。こういったことを目的とした規則への委任。これを新設する。もう一つとしまして、障がいがある職員の早出遅出。こういった勤務についての規定を定めるというものでございます。

具体的に申し上げます。今ほどお配りをさせていただきました右方に、議案第4号資料とある資料をご覧をいただきたいと思います。新旧対照表でございますけれども、まず第8条。ここに、第3項といたしまして、前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町長が規則で定めるということで規則への委任を規定させていただくものであります。続きまして、8条の4に、これ、現行ですと、改正前にありますとおりに、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務というふうにあります。ここに、及び障がいがある職員ということで加えるということでございます。第8条の4、3項をご覧をいただきたいと思いますが、任命権者は、障がい者の雇用の促進等に関する法律第2条第

1号に規定する障がい者である職員のうち、こういったことの職員のうち、そういった職員がですね、町長が規則で定めるところにより、当該職員に早出遅出の勤務をさせるものとするということでの規定を加えるというものであります。繰り返しになりますが、労働基準法等の改正によります条例改正であります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） ここで言ってる、いわゆる障がい者の、国の定める基準に基づく、いわゆる只見町の職員の、国の規定の人数。それと実際の今、只見町にいる方の人数。国の基準の人数と、現在、この条例に基づく障がい者の雇用人員。この二つです。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 厚生労働省が調査をした人数ということによろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 国が法律で、企業において何パーセント雇用しなさいというふうに決まっていますよね。で、それに基づくと、町の場合は何名になりますかということです。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 大変申し訳ありませんでした。そういった基準から申し上げますと、只見町の定めは2名ということになります。実態としては、今、1名の雇用ということになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第4号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

別表に、次のものを加えたいというものでございます。

はじめに、只見町ブナセンター館長として、月額1万5,000円を定めたいというものでございます。こちらにつきましては、勤務時間の定めのある月額報酬による館長について、非常勤嘱託員の任用管理規則で実は定めてございましたけれども、拘束をされる日数が非常に多くて、なかなか適任者が見つからないというような状況がございまして、今回、月額報酬による館長を定めて、その人選を探っていきたいというようなことで、今回、追加をさせていただきたいというものでございます。

もう一つ。空き家等対策協議会委員、月額5,700円というものを追加をしたいという内容でございますが、こちらにつきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家等の対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会委員を定めたいというようなものでございます。こちらの一般質問でも様々、ご質問があつてご説明申し上げたところでございますが、現在、条例と特措法の中でいろいろございまして、用語の定義であったり、対応方法等について、特措法と条例で若干の差異があるとい

うようなことで、そういうような、今後行う、可能性のある混乱等の基になるものについて、なくすように、今回、特措法に基づき計画及び条例に見直していくために、このような委員を定めて実施をしたいというようなものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 別表に、次のように加える。中学校部活動指導員、1時間あたり1,600円。この中学校部活動指導員でございますが、学校における部活動の指導体制の充実を図るために設置するものでございます。県の補助が2分の1でございます。委嘱は4月1日から想定しておりまして、主に、中学校のスキーの冬期の部活動指導員ということで考えてございます。基本的に、平日は2時間、休日は3時間ということでお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ブナセンター館長の、日額に、これ、変更ですか。変更だと思いますが、従来、月額で定めておったものを廃止して日額にするという意味ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議員のご指摘のとおりでありまして、今までは非常勤嘱託員の任用管理規則で月額報酬を定めていたんですが、今回、この条例にするということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 中学校の部活動指導員の説明、今ありました。現在、スキーで冬期間を考えていらっしゃるということなんですけれども、これ拡大して、例えば野球部であるとか、バレー部であるとか、剣道部であるとか、そういったところまで及ぶ可能性としてはあるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 今回はスキーということで考えておりますが、拡大する可能性は今後ございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 県補助2分の1ということなんですけれども、その拡大する場合に、町単独でその、この人達を指導員にしましょうということは可能なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） そうですね。現場のニーズに応えながら、可能な限り、対応できればと思います。中学校、学校、教員の働き方改革という視点もございますので、その辺も配慮して考えてまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 2番の、空き家等審議会の委員でございますが、これはまあ、一般質問等で、皆さん、ご心配されているように、非常に難しい問題だと思うんですよ。それでこれ、審議委員の選び方なんですけれども、こればかりではないですけども、町の審議委員とか、協議委員とか、選ぶ場合、充て職みたいの人ばかり、これ、今まで頼んだ経過があるんですけど、月額5,700円という、人というのは、そう専門的な知識を持った人ではないと私は理解してるんですけども、今後、こういう審議会の委員選ぶような場合は、ちゃんと、ある程度、その見識を持った人を選んでもらいたいなというふうに、これは希望ですけども、お願いしたいなというふうに思うんですよ。ただ、おそらくこれ、審議会、おそらく、当局で、概要つくっておいて、これで良いか、承認してくれぐらいの審議会委員では、これ、だめだと思うんで、その辺、今後の審議会の委員の選び方、どう考えていらっしゃるのか、お聞きしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 空き家等対策協議会委員のメンバーについてのお問い合わせだということだと思いますが、空き家等対策協議会の、協議会につきましては、特措法の、いわゆる基本指針といいますか、ガイドラインといいますか、その中でどういう方を選ぶのが適当かということが記載があります。その中には、協議会につきましては、地域住民さらには、これはあの、只見町、町の内規とか、云々もあるんですけども、市町村の議会議員、あと法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者。その他の市町村長が必要と認める者というようなことで、具体的には、最終的には任意なんですけれども、弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士であったり、土地家屋調査士とか、そういうような、建築士も含めまして、そのような専門的な知識のある方から選定することが望ましい

ということになってございますので、そちら、そういうような観点から選定を基本的にはしていききたいというふうには考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） そうだと思うんですよ。だから、そういう人が、もう、月額5,700円で頼めるのかどうかということなんですよ。だから、充て職みたいな人ばかり、最終的に頼むような感じに、今までなってきたというふうに思う、そういうふうに見てるんですけど、そうだと思うんですよ。これ、おかしくないですか。おそらく、そういう専門的な人は、こんな月額で引き請けるんですか。町内にどれぐらいいらっしゃるか、わかんないですけど。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 専門家というようなことで、町内にも、先ほど申し上げた方々は実際におられますし、いない方も当然おりますので、そういった中で可能な方について、専門的な知識を有する方を委嘱をしていききたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 中学校の部活の指導員であります。これあの、今までは、今回、加えるということであります。今まではどういう対応だったのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 今まではこの制度がありませんでしたので、学校の先生による対応であります。ですから、先生が部活の顧問。顧問。仕事として。仕事として行っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 先生以外の指導員の方、おられませんでしょうか。今ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 今まではあの、地域の方に教えていただきながら、小学校も中学校もやっていたんですが、中学校の部活動の時間が大変あの、時間外勤務が多いということで、この度、こういう制度ができました。今までは、まったくボランティアでやっていたところなんです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかに。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 今度、こういう指導員という制度ができて、県も補助なさるといいますが、その資格は、例えばスキーであれば、インストラクターの資格を持ってるとか、それから、これが広がれば、例えば剣道でどういう資格がいるのか。それともまったく町がお願いすれば、その人で成り立ってしまうのか。その辺を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 部活動指導員というのは専門的な知識、技能を有し、且つ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから任用を希望する中学校の校長の推薦により、教育委員会が任命をするということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今の質問と関連するんですが、当然、当中学校の、学校の先生の教員の、働き方改革が前提になっていると。で、学校の先生の過重労働が全国的にも問題になっていて、教職員組合からは学校の先生を増やしてほしいという要望がね、国に出されていくと。そういう中で、学校の先生たちが自主的に、この職員会議などで、これまで、いわゆる本来の先生の任務じゃない仕事について、教職員会議で簡略化していくとかね、なくしていくとか、で、こういうふうに関心のある指導員の配置も求めるとか、というふうにもいろいろあると思うんですが、その只見の学校の中では、そういう職員会議などにおいて、やはり自らの生徒の教育に十分、準備も含めて、教育に当たるということから、いわゆるこう、ここで言ってるね、部活動など、いわゆる正規にきちっと人も配置して、いくというところの会議というのは、やられての、この、ひとつ、今回の中身っていうのは、スキーというのはあるんでしょうか。先ほども次長のほうから回答あった、今後もね、あり得るといって、先ほど答えてたんですが、そういう点では、一番やっぱり、先生方がその実態わかっているわけで、そういう中から声が出ればね、どんどんこう、先ほど剣道だとか、いろいろ、問題提起、他の議員からもありましたけれども、そういう点も含めて、先生方の要望に応じて拡充していくということでは捉えていいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君）　そうです。要望に、ニーズを踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君）　ほかにご覧いませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　続いて、日程第4、議案第6号　只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君）　はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第6号 只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例をご説明をさせていただきます。

只見町農村公園設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表亀岡農村公園の項を削る。という内容のものでございます。

今ほどお配りさせていただきました資料でございますが、右側が改正前の農村公園の表になってございます。亀岡農村公園が位置づけされておりますが、今回、亀岡農村公園を削除して、左側の表、第2条の表に改正するものでございますが、これにあたりましては亀岡のスポーツパークの整備の一環としまして、駐車場及び進入路を今年度、整備いたしました。よって、その用途、目的が変わりますので、今回、農村公園設置条例の一部を改正しまして、この当該農村公園を削除したいという内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この条例の主旨はわかりましたが、この条例の主旨を考えると確認しておきたいことがありますので質問いたします。農村公園の所有者は町であって、管理、修繕等も町でやるということで間違いありませんか。この設置条例に、一覧表に挙がっている農村公園については町のものであって、指定管理職を持って管理させているということですね。そこから亀岡が抜けるということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） その内容でございます。これまで当該農村公園については、地元の亀岡区のほうに指定管理ということで指定管理をお願いしておりましたが、今年度途中で、その契約を解除いたしまして、今回の議案の提案に至ってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） この農村公園の設置条例、一般的な話をお伺いしますが、そうしますと、この改正前といっても、これは亀岡農村公園が抜けるだけで、ほかはまあ、同じということでしょうが、この施設の修繕等管理については、当然、保険でありますとか、当然、町が管理をして、危ない施設、あるいは壊れたものについては、撤去なり管理していくということ間違いはないですかね。あくまでも農村公園の設備として、の修理、メンテナンスあるいは撤去という意味ですが。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明不足の点がありました。今回あの、農村公園の設置条例で当該農村公園を削除することによって、先ほど説明申し上げたように、スポーツパークで駐車場及び進入路を整備してございますので、まったくあの、公園の機能、目的、用途が変わってございますので、この後の議案第7号で、只見町多目的活性化広場設置条例に加えて維持管理するという内容のものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） その説明わかりました。亀岡農村公園がこの条例、設置条例から抜けた後の分は、抜けたまま残るということでしょうか、この農村公園の周径施設、遊具施設、管理施設等々の管理のメンテナンスについては、この条例上は町の管理として責任を持ってやられるということですね。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 農村公園の区域となっているエリアは、現在あの、駐車場それから進入路が変わってしまいましたので、これまでである、その周径、池周辺、そういったものは、この農村公園の指定エリアではございませんので、まったくあの、農村公園のエリアは当該、この部分だけでございますので、完全にその、公園自体の機能は不在ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

いいですか。

ほかにありませんか。

いいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 6 号 只見町農村公園設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 5、議案第 7 号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 議案第 7 号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例。

只見町多目的活性化広場設置条例、平成 10 年只見町条例第 15 号の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中、1 番地 7 の次に、1 番地 8、1 番地 9 を加える。

配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。先ほどのですね、6 号の只見町農村公園設置条例の中で、削ったものについて、多目的活性化広場のほうで加えるものでございます。改正前、改正後、それぞれご覧いただきたいと思いますが、1 番地 8、1 番地 9 が交流広場のほうに加わるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕。

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第8号 只見町いこいの森設置条例の一部を改正する
条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 説明に先立ちまして、資料の配付を許可いただきたいと思います
ます。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第8号 只見町いこいの森設置条例の一部を
改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由の説明にもございました、現在、只見町青少年旅行村設置条例と只見町いこいの
森設置条例。それに、ふるさと交流体験施設設置条例というもの、三つの条例で現在の青少

年旅行村、いこいの森が管理されておりました。今回、リニューアルをさせていただいたということで、条例のほうも一つに整理をさせていただいて、いこいの森設置条例を母体として条例を改正させていただくということでお願いするものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。新旧対照表になってございます。まず表題、題名につきまして、現在、いこいの森設置条例となっておりますが、そこに青少年旅行村も加えさせていただいて、只見町青少年旅行村いこいの森設置条例とさせていただくものでございます。目的の欄につきましても青少年旅行村を加えさせていただく内容でございます。で、第2条の位置につきましては、位置は変更ございませんが、名称としまして奥会津ただみの森キャンプ場。これは公募をさせていただいて決定をさせていただきました。愛称といった形になるかと思いますが、名称ということでキャンプ場の名称を加えさせていただいております。で、第3条関係としまして別表第1でございます。今回、いこいの森のほうで管理をして、管理というか設定しておりました施設に、それぞれ、旅行村及びふるさと交流体験施設の施設も併せ、リニューアルした部分も変更させていただいて、施設名、管理等から、裏面になりますが、炊事棟まで記載をさせていただいてございます。第10条関係としまして別表第2のほうで料金の設定をさせていただいております。今回、リニューアルをさせていただいたということで、それぞれ、若干高めの料金設定をさせていただいております。で、第10条のほうで、料金につきましては上限で定める金額を超えない範囲で指定管理者等の中で設定できるという内容になってございますので、今回、あえて高めの料金を設定させていただいて、シーズン、ハイシーズンや閑散期、そういったところで料金の差をつけるというようなことも可能とさせていただいております。まず入場料でございますが、1回400円ということで、これについては変更してございません。イベント広場、半日5,000円ということで設定をさせていただきました。キャンプサイト。これにつきましては、これまで3,000円ということで設定されておりましたが、今回、5,000円ということで値上げをさせていただいております。先ほど申しましたように、ハイシーズン等で高い料金を設定する。閑散期はこれまでどおり3,000円というようなことも可能にできるような形で考えてございます。コテージにつきましては1万8,000円。東バンガローが8,000円。西バンガロー1万円と。モバイルハウスにつきましては1回1万5,000円。で、古民家。これまでのふるさと体験施設になりますが、1回3万5,000円。一日ですと、泊がつかない場合には1万8,000円。半日9,000円というようなことで設定をさせ

ていただいております。附則にございますが、施行日は4月1日を考えております。で、青少年旅行村設置条例及びふるさと交流体験施設設置条例については廃止をさせていただくということで今回のいこいの森に集約をさせていただくということでお願いするものでございます。

参考までにですが、只見町青少年旅行村設置条例にあります入村料。これは主な地区400円でございますが、オートキャンプ利用料、バンガロー等の料金設定及びふるさと体験交流施設はこれまで3万円だったということで、若干、料金を値上げさせていただいているということでご理解をいただきまして、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 議会に係る条例ということで、細かく見るしかないわけですが、改正前の条例は現行例規集に載っているということで、気になったのが、その、山中家・目黒家という表記ですが、これあの、今回の改正で初めて、古民家（山中家）、古民家（目黒家）と、こういう表記が出てきたわけですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） そうでございます。これまでふるさと交流体験施設という条例の中で名称としては記載ございませんでした。今回あの、2棟ございます。で、わかりやすくするというのもございまして、古民家（山中家）、古民家（目黒家）といったことで表記をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 先ほどから条例でありますので、細かい話をしてしまいますが、私の家は酒井家と呼ばれることがあります。これ、目黒家、山中家といいますと、そこに山中さんという方がいらっしゃって、その所有権も山中さんという方がおられるというふうに見えるわけです。一般的にこういうところを書くには、旧ないしは元とか、いわゆる所有権を連想させないように書かなければ条例としては非常にわかりにくくはないかと、適当ではないかということで、この辺どうお考えになられるか。もし、私の言うことが妥当であれば、訂正されたらいかがかということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃられること、もっともと認識します。で、差し替えのほう、お願いできればと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、ついでにありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 私もちよっと、わからないところがあったんで、今見てみたんですけど、これ、ふるさと交流体験施設条例は、これは廃止するんでしょ。廃止の条例はないんですか。

それと、あの中にですね、俺、よくわかんないんだけど、そば道場なんかありますよね。あれはどういう位置づけになっているんでしょうか。そば道場に行く時に、これ、入材料が400円とられるわけですか。どういうことなんですかね。この辺の縦分けがまったくよくわからないんですが。

そして、ふるさと交流体験施設。これ、条例、私も今見てみましたが、ありました。あったんですけど、1階、2階と、これ、どこの部分を、これ、今まで分かれていたのか。管理等のことを言ってるのか。これはどこなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） まず条例につきましては、附則のほうで廃止をするということで整理をさせていただいてございます。

元のふるさと交流体験施設設置条例の中につきましては、管理棟から、管理棟を左に見て、もうちょっと先に行きますと、古民家が2棟並んでいるかと思われませんが、その2棟のことを指しておりました。それを今回のいこいの森設置条例の中に含めて、含めさせていただいて元のふるさと交流体験施設設置条例は廃止をさせていただきたいというお願いでございます。

もう1点、そば道場の件ですが、そば道場につきましては別の条例で設置条例がございませう。で、利用される場合には、そば道場を利用される方には入材料等についてはいただけないということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 古民家のことをふるさと交流体験、理解しました。理解したんですけど、これ、料金的にどうなんですか。古民家、片方、1泊3万5,000円で、これは下、3万になってますけど、これ、どういうあれなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今回、古民家につきましても、リニューアル、改修をさせていただいたということで、若干の値上げをさせていただいていると。この上限としまして、この範囲の中で料金については定めさせていただくということで考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 利用料金の、その設定の根拠ですか、高めの設定という説明でありましたけれども、もうちょっとその辺、詳細というか、根拠をもうちょっと教えていただきたい。例えば全体的に2割・3割上げようということだったのか。例えばスノーピークとの協議もあったのか。単なる今度の、いわゆる指定管理者だけの決定で条例の範囲内での決定なのか。その根拠をもう少し、考え方を教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 利用料金の設定につきましては、周辺といいますか、別のキャンプ場の利用料金も参考にさせていただきながら、スノーピークと指定管理者、三者で相談をさせていただきながら設定をさせていただいたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

なければ、さっきの、旧というところを入れて、この差し替えをお願いします。

してください。許可します。

○観光商工課長（増田栄助君） では、旧という文字を入れさせていただくことで差し替えのほう、ご了解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

許可するという事によろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、許可します。

直ちに、差し替え。

〔差し替え〕

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議します。

休憩 午後 3 時 5 9 分

再開 午後 4 時 1 1 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 8 号 只見町いこいの森設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第 7、議案第 9 号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更
更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第 9 号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてご

説明を申し上げます。

平成31年度から平成35年度までの亀岡辺地総合整備計画を別紙のとおり策定し、平成27年度から平成31年度までの塩沢辺地総合整備計画及び平成28年度から平成32年度までの坂田・布沢辺地総合整備計画を別紙のとおり変更するものとするというような内容でございます。

こちらにつきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定・変更するものでございまして、辺地とその他の地域との間の著しい格差の是正を図ることが目的になってございます。策定としては亀岡辺地。変更として塩沢辺地、坂田・布沢辺地ということでございます。交付税措置率が80パーセント。県にも協議をしております、2月15日付で異議ない旨の返答を得ております。

次のページをご欄をいただきたいと思っております。総合整備計画書ということで、右上段に亀岡辺地ということで、辺地の人口から記載があります。さらに辺地の概況ということで、大字荒島、大字熊倉、大字亀岡がその辺地の地域で、地域の中心が亀岡字山崎。辺地度数として173点。100点以上で辺地に該当ということになります。次ページになりまして、整備を必要とする事情というようなことで、こちらにつきましては次のページの事情実施するための文言等を記載しております。浄化槽設置整備事業。また、亀岡下川原2号線舗装新設事業ということが予定されておりますので、このような起債ということで、事業費、財源内訳、起債等の予定額についてはご覧いただければと思っております。

続きまして、次のページが塩沢辺地でございます。こちらについては変更というようなことで、表紙については変更ございません。続きまして、次のページについては必要とする事情ということで追加した事業について記載をしております。河井継之助記念館駐車場整備事業について記載をしております。事業費は4,085万4,000円。辺地の予定額4,080万円ということで記載をさせていただいております。次が新旧対照表。

続いて、次のページが総合整備計画書ということで、坂田・布沢辺地でございます。こちらについても表紙については変更ございません。続いて、次のページ、総合整備計画書。整備を必要とする事情ということについては、追加事業について記載をさせていただいております。次のページで整備計画としまして安全施設設置事業及び冬期孤立住宅路線解消事業ということで、それぞれ事業費1,000万、2,070万円。辺地対策債の予定額1,000万、2,070万ということで追加をさせていただきたいというものでございます。裏

のページについては新旧対照表ということになってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第9号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更については原案のとおり可決するにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第10号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第10号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてをご説明申し上げます。

別紙のとおり変更するというような内容でございます。

過疎地域の自立促進計画につきましては、過疎法に基づいて総合的かつ計画的な対策を実施するというようなことで、それによって地域格差の是正を図るというような内容でございます。こちらにつきましては交付税措置が70パーセントの事業ということで、県協議につ

きましては2月26日付で異議のない旨の回答を得ておるものでございます。

次ページにまいりまして、過疎地域自立促進市町村計画変更理由書というようなことで、区分、事業名、事業内容、変更理由ということで記載がございしますが、事業内容としては交流促進施設の整備事業、万代橋の取付道路の整備事業、救急自動車更新事業、介護老人保健施設整備事業、檜戸集会施設新築事業、町下広場整備事業について追加をさせていただきたいという内容でございします。

次のページからは市町村計画ということで、左に変更後、右に変更後というようなことで、それぞれの項目について先ほど前ページでご説明をさせていただいたものについて、それぞれ右側にアンダーラインを引いた部分を追加をさせていただいているというような内容でございします。さらに次のページも同様でございします。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第10号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第11号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第11号 財産の貸付についてご説明申し上げます。

次のとおり建物を無償で貸し付けるということで、建物の所在につきましては、田子倉字後山604番地18。構造につきましては鉄筋コンクリート造・鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺3階建。延床面積627平米の田子倉レイクビューの建物になります。

貸付の目的としましては、合同会社ねっかの観光事業営業施設ということで貸し付けるものでございます。

貸付期間につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

貸付の相手方としまして、福島県南会津郡只見町大字梁取字沖998番地、合同会社ねっか、代表社員、脇坂斉宏氏でございます。

これにつきまして、田子倉レイクビュー、現在、会津ただみ振興公社のほうへ無償で貸付をさせていただいて営業していただいておりますが、31年の1月4日付けでレイクビューの継続運営できない、解約の申し入れということで申し入れがございました。その後、公募等を行いながら継続した運営を模索している中で、合同会社ねっかのほうが意欲を示していただいたということもありまして、協議をしまいったところでございますが、大筋で運営を担っていただくということになりましたので、今回、4月1日から建物については合同会社ねっかのほうに無償で貸し付けをさせていただいて、継続して営業をしていただくということでございますのでよろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） この建物は無償で貸し付けるということでございました。そういう説明でしたが、何かあの、今までの運営会社、振興公社であったり、その前の田子倉観光であったり、なかなか運営が容易ではなかった施設だというふうに認識をしているわけでございますが、ここの合同会社ねっかに無償で貸し付ける、何か、そのほかの条件等はなかったんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） レイクビューの運営にあたって、今までも赤字が多かったということで協議をさせていただいてございます。でまあ、町から支援いただければ、それはありがたいという申し出ございましたが、条件として、레이크ビューの運営そのものに対する条件としての内容はございませんでした。ただ、赤字になった場合についての支援という申し出もございましたが、それが条件でやらなければ、それをもらわなければやらないというような条件としての話はなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） その次に船舶出てきますけど、議案説明の時間きましたけど、途中で変更されるのか。もう完全に一年間分けて、船の部分だけ振興公社でやられるのか。

それと、あと、ねっかのほうで、通常どおり今までやってこられたように、5月の連休頃から秋の観光シーズンまで、びっしり毎日営業できるのか。その2点だけお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） まずあの、営業についてですが、春から秋まで、これまでと同様な運営をお願いするということで協議はさせていただいております。

あと、船の件でございますが、次の議案でご提案申し上げているところでございますが、一応、船につきましては、シーズン終了までの期間を想定をしております。その後、改めて、ねっかのほうに貸付をさせていただくというようなことで考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第11号 財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第12号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第12号 財産の貸付についてご説明申し上げます。

次のとおり船舶を無償で貸し付けるものでございます。船舶の名称等につきましては、遊覧船ブルーレイク、235-28284福島。モーターボート・ハヤブサ、210-46854福島。各1隻ずつでございます。

貸付の目的としましては会津ただみ振興公社の遊覧船事業となっております。

貸付期間でございますが、31年の4月1日から31年の11月30日までとさせていただきます。

貸付の相手方につきましては、福島県南会津郡只見町大字只見字田ノ口24番地、株式会社会津ただみ振興公社、代表取締役、菅家三雄氏でございます。

先ほどの質問にもございました貸付期間につきましては、11月30日までということで、シーズンを終了した時点で改めて議会のほうに貸付のご提案をさせていただいて、ねっかのほうに貸付の議決をいただいた後、契約をさせていただいて、事業継承の手続きをさせていただきたいというふうに考えてございます。で、来年、次年度の春からはねっかの運営ということで準備をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 伺います。遊覧船とモーターボートなんですけれども、これ、例えば、運転手の過失による事故等が起きた場合の修理費であるとか、損害補償費であるとか、保険金であるとか、そういった形の支払関係の部分はどうなるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 契約の中で保険に関する条項がございます。でまあ、損害保険に加入していただいて、船舶が罹災した場合にはその保険金をもって修理、帰属すると。保険金の額を超える損害になる場合においては、甲の損害賠償の請求を、妨げないですから、一応、保険金で賄うというようなことで、現状の契約書には記載をされているところがございます。

〔マイクなしで発言 聴き取り不能〕

○観光商工課長（増田栄助君） 原契約、現在の契約では乙でございますので、会津ただみ振興公社となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうすると、こうやって運営している時の事故等については、とりあえず町負担はないということで考えてよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） そういうことになると思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第12号 財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案 1 3 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 1 1、議案第 1 3 号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第 1 3 号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道を次のとおり認定するものでございます。

表にありますように、路線名、田中・原 3 号線。起点、終点、記載のとおりでございます。

延長が 4 7 メーター、幅員 4 メーターないし 7 メーターという内容でございます。

今お配りいたしました資料で場所等の説明を申し上げます。今回、新規に認定いただく路線でございますが、中央付近に丸と矢印があります。丸付近に町道まえみつ線がございます。そこから田ノ口沢を渡りまして、漫画館青虫のほうに行く 4 7 メーターでございます。幅員 7 メーターというところはあの、入り口、隅切り部分の 7 メーター。本体は 4 メーターという路線でございます。これにつきましては平成 2 9 年に道路工事を施工いたしまして、今年度、道路台帳の補正をし確定したことから、今回認定を受けるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 町道路線の認定については原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後4時31分）